

(案)

平成 30 年度海洋環境における放射能調査及び
総合評価事業に関する民間競争入札実施要項

平成 29 年 12 月 作成

原子力規制庁

目 次

1. 公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質について	P 1
1. 1 対象公共サービスの詳細な内容	P 1
1. 2 確保されるべき対象公共サービスの質	P 1 1
1. 3 創意工夫の発揮可能性	P 1 2
1. 4 委託費の支払	P 1 2
1. 5 法令変更による増加費用及び損害の負担	P 1 2
2. 実施期間	P 1 3
3. 入札参加資格について	P 1 3
3. 1 欠格事由	P 1 3
3. 2 入札参加資格	P 1 3
3. 3 その他	P 1 3
4. 入札参加者の募集に関する事項	P 1 4
4. 1 入札手続（スケジュール）	P 1 4
4. 2. 1 入札書類（提出書類）に関する事項	P 1 4
4. 2. 2 提案書の内容	P 1 5
5. 落札者を決定するための評価の基準等に関する事項	P 1 5
5. 1 評価項目	P 1 5
5. 2 落札方式及び得点配分	P 1 5
5. 3 評価の手続き	P 1 5
5. 4 落札者の決定	P 1 5
5. 5 落札者が決定しなかった場合の措置	P 1 6
6. 情報開示に関する事項	P 1 6
7. 報告すべき事項	P 1 6
7. 1 報告等	P 1 6
7. 2 秘密を適正に取り扱うための措置	P 1 7
7. 3 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	P 1 7
7. 4 再委託	P 1 9
7. 4. 1 契約の変更及び解除	P 1 9
7. 4. 2 契約の解釈	P 2 0
8. 損害賠償について	P 2 0
8. 1 民間事業者に対する求償	P 2 0
8. 2 原子力規制庁に対する求償	P 2 0
9. 評価について	P 2 0
10. 民間事業者の責務	P 2 1
11. その他	P 2 1
11. 1 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告	P 2 1
11. 2 従事する者	P 2 2
11. 3 原子力規制庁の監督体制	P 2 2

1 1. 4 業務受託に関する留意事項	P 2 2
1 2. 情報セキュリティの確保	P 2 2

別紙 1 平成 3 0 年度海洋環境における放射能調査及び総合評価事業進捗状況報告書	P 2 4
別紙 2 従来の実施状況に関する情報の開示	P 2 5
別紙 3 (民間事業者名) ○○○に対する事業結果説明に関するアンケート	P 2 8

別表 1 海産生物試料	P 3 0
別表 2 採取測点位置 (原子力発電所等周辺海域)	P 3 1
別表 3 採取測点位置 (核燃料サイクル施設沖合海域)	P 3 2
別表 4 分析対象放射性核種	P 3 3
別表 5 分析方法及び検出目標レベル (原子力発電所等周辺海域)	P 3 4
別表 6 分析方法及び検出目標レベル (核燃料サイクル施設沖合海域)	P 3 5
別表 7 採取測定位置 (東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング (近傍・沿岸海域))	P 3 6
別表 8 採取測定位置 (東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング (沖合海域))	P 3 7
別表 9 採取測定位置 (東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング (外洋海域))	P 3 8
別表 1 0 分析方法及び検出目標レベル (東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング)	P 3 9

別図 1 海洋放射能調査 調査海域	P 4 0
別図 2 原子力発電所等周辺海域 (北海道海域) の海底土・海水試料採取測点	P 4 1
別図 3 核燃料サイクル施設沖合海域の海底土・海水試料採取測点	P 4 2
別図 4 東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング (近傍・沿岸海域) 対象測点	P 4 3
別図 5 東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング (沖合海域・外洋海域) 対象測点	P 4 4

別添 1 総合モニタリング計画 (平成 2 9 年 4 月 2 8 日改訂)	P 4 5
別添 2 海域モニタリングの進め方	P 5 4
別添 3 平成 3 0 年度原子力施設等防災対策等委託費 (海洋環境における放射能調査及び総合評価) 事業に関する委託契約書 (案)	P 7 0
別添 4 環境省入札心得	P 1 2 9
別添 5 提案書雛形	P 1 4 0
別添 6 評価項目	P 1 4 7
別添 7 応札資料作成要領	P 1 5 1
別添 8 評価手順書	P 1 6 2

1. 公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質について

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

(1)趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

このことを踏まえ、原子力規制庁は、公共サービス改革基本方針(平成25年6月14日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された平成30年度海洋環境における放射能調査及び総合評価事業(以下「本事業」という。)について、同基本方針に従い、本実施要項を定めるものとする。

(2)本事業の概要

本事業は、我が国の原子力施設沖合に位置する主要漁場等において、海産生物、海底土及び海水の放射能調査を実施し、海洋中の放射能の移行挙動について定性的、定量的に把握・評価を行い、漁場の安全の確認等に資することを目的とするものであり、概要は次のとおりである。

- ① 海洋放射能調査
- ② 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所周辺の海域モニタリング
- ③ 調査結果の評価
- ④ 調査結果等の説明・報告
- ⑤ 本事業で得られた関連試料の保管・管理

(3)本事業の内容

本事業における業務内容は以下のとおりであるが、ここに示す業務内容は最低限の要求要件であり、各業務について、適切かつ確実に行う工夫を求めるとともに、下記の業務については、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める(事業実施の具体的な方法については、提案書(4. 2. 1(2)参照)に記載する。)

また、民間事業者は定期的に原子力規制庁と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めるものとする。

① 海洋放射能調査

イ 海洋放射能調査海域周辺での調査

原子力発電所等周辺15海域及び核燃料サイクル施設^(※1)沖合海域(以下「海洋放射能調査海域」という。)を対象に、各海域の主要漁場等から所定の海産生物試料を収集するとともに、海底土及び海水試料を採取して放射性核種分析を行い、その結果をとりまとめる。

※1 核燃料サイクル施設:青森県上北郡六ヶ所村にある再処理施設。この事業での核燃料サ

イクル施設は上記1カ所を指す。核燃料サイクル施設沖合海域においては、必要に応じて大型再処理施設放射能影響調査交付金に係る実施事業者との連携を図りつつ調査を進めること。

ロ 解析調査

イの調査を補完する調査として、原子力発電所等、核燃料サイクル施設及び平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波によって発生した東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)事故の影響を受けない海域を選定し、当該海域において海産生物試料を収集し、併せて海底土及び海水を採取し、放射性核種分析を行うとともに、関係機関が実施した海洋環境に関する調査報告書等を収集し、これら結果とイで得られた結果とを対照することにより、測定値の信頼性等を検証するとともに、測定結果について、統計学(検定などの手法)や海洋学(海洋の移流拡散などの知見)を含めて科学的に考察し、とりまとめる。

② 東電福島第一原発周辺の海域モニタリング

東電福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質の拡散、沈着、移動・移行の状況を把握するため、東電福島第一原発周辺の海域モニタリング(近傍・沿岸海域、沖合海域、外洋海域)として、海底土及び海水を採取して放射性核種を分析し、その結果をとりまとめる。

分析結果については、分析が終了後速やかに(概ね、放射性核種毎に試料採取から1～2ヶ月以内を目処)、速報値として原子力規制庁担当者に報告する。

③ 調査結果の評価

本事業の受託者において環境放射能、海洋生態系等の専門家で構成する委員会を設け、上記①及び②の調査内容の妥当性、測定値の信頼性確認、調査結果について評価を受ける。

④ 調査結果等の説明・報告

イ 事前説明

事業開始後の早い時期に、当該年度の事業概要を(4)④に示す関係機関に説明する。その際に、前年度の報告書及び調査結果概要を基に過去の事業の結果説明も行う。

ロ 結果説明

当該年度の間接結果をとりまとめ、(4)④に示す関係機関へ説明する。

⑤ 本事業で得られた関連試料の保管・管理

①及び②で採取した試料のうち、予備用及び分析に供した際の残試料(残っている場合)について、原子力規制庁が指示をするまで適切に保管・管理を行う。(詳細は(4)⑤を参照のこと)

(4) 委託業務の方法

① 海洋放射能調査

イ 海洋放射能調査海域周辺での調査

海洋放射能調査海域(別図1参照)において、海底土、海水及び海産生物に含まれる放射性核種の分析を行い、その結果をとりまとめる。

i 試料の採取・収集頻度

試料の採取・収集頻度は、以下の表のとおり。

対象海域	対象試料	採取・収集頻度
原子力発電所等周辺海域	海水、海底土	年1回
核燃料サイクル施設沖合海域	海水	年2回
	海底土	年1回
原子力発電所等周辺海域	海産生物	年2回
核燃料サイクル施設沖合海域		1回目4月～9月
		2回目10月～2月

ii 調査の試料数

調査の試料数は、以下の表のとおり。

試料の種類	調査海域	試料数
海底土 試料*	原子力発電所等周辺海域	60試料 (4測点×15海域×年1回)
	核燃料サイクル施設沖合海域	22試料 (22測点×年1回)
海水 試料	原子力発電所等周辺海域	120試料 (4測点×2層(表層と下層(海底から10～40m上))×15海域×年1回)
	核燃料サイクル施設沖合海域	88試料 (22測点×2層(表層と下層(海底から10～40m上))×年2回)
海産 生物 試料	原子力発電所等周辺海域	90試料(3魚種×15海域×年2回)
	核燃料サイクル施設沖合海域	30試料(15魚種×年2回)

*海底土:海底土の表面から深さ3cmまでの層

なお、採取測点位置は、別表2「採取測点位置(原子力発電所等周辺海域)」及び別表3「採取測点位置(核燃料サイクル施設沖合海域)」に従うこと。

別添資料 別図2 原子力発電所等周辺海域の海底土・海水試料採取測点(一例:北海道海域)

別図3 核燃料サイクル施設沖合海域の海底土・海水試料採取測点

海産生物試料は、当該漁場における漁獲量が多いなど漁業経営上重要と考えられる魚介類及び当該漁場における生活期間が長いなど調査に適した魚介類から対象試料種を選定すること(別表1「海産生物試料」に準じること。ただし、別表1に示した種がやむを得ない理由により入手できない場合、当該選定の観点から代替可能な種を検討後、別表1以外の海産生物から試料を選定することとする。)。

iii 分析対象とする放射性核種

分析対象とする放射性核種は、原子力発電所等及び核燃料サイクル施設の排水に含まれる可能性が高い人工放射性核種及び放射性降下物等に占める割合が高く、かつ、物理的半減期が比較的長い人工放射性核種(トリチウム(H-3)^(※1)、ストロンチウム90(Sr-90)、セシウム137(Cs-137)、プルトニウム239+240(Pu-239+240)など)とする。なお、自然放射性核種については、海産生物試料と海底土試料に含まれるが、その分析結果を人工放射性核種の分析結果と比較することで、測定値の信頼性の検証材料となることから、自然放射性核種のうち別表4に掲げるものについても分析対象とする。

※1 トリチウム(H-3)は原子炉の運転で生じるほか、大気中の窒素や酸素と宇宙線との核反応で生成する自然由来の放射性核種の一つでもある。ここでは、便宜上、人工放射性核種に分類した。

分析対象放射性核種は以下の表のとおり。

試料の種類	調査海域	放射性核種	試料数
海底土試料	原子力発電所等周辺海域	γ線放出核種(Cs-137含む)	60試料
	核燃料サイクル施設沖合海域	Sr-90	22試料
		Pu-239+240	22試料
		γ線放出核種(Cs-137含む)	22試料
海水試料	原子力発電所等周辺海域	Sr-90	120試料
		γ線放出核種(Cs-137含む)	120試料
	核燃料サイクル施設沖合海域	H-3	88試料
		Sr-90	88試料
		Pu-239+240	88試料
		γ線放出核種(Cs-137含む)	88試料
海産生物試料	原子力発電所等周辺海域	γ線放出核種(Cs-137含む)	90試料
	核燃料サイクル施設沖合海域	Sr-90	30試料
		Pu-239+240	30試料
		γ線放出核種(Cs-137含む)	30試料

iv 収集した海産生物試料並びに採取した海底土及び海水試料の処理及び輸送の方法

収集した海産生物試料並びに採取した海底土及び海水試料の処理及び輸送の

方法は、環境試料採取法（放射能測定法シリーズ^(※2)16）に準じること。また、海産生物は可食部位を、海底土は乾燥後に細土としたものを分析試料とするなど、ゲルマニウム半導体検出器等を用いる機器分析のための試料の前処理法（放射能測定法シリーズ^(※2)13）に準じること。

v 分析方法

放射能測定法シリーズ^(※2)に準じること。また、放射能分析を実施するにあたり、適用する分析方法及び確保すべき検出下限値については、別表5の「分析方法及び検出目標レベル（原子力発電所等周辺海域）」及び別表6の「分析方法及び検出目標レベル（核燃料サイクル施設沖合海域）」を目安にすること。

※2 放射能測定法シリーズ：原子力規制庁が所管する環境試料に含まれる放射性核種を分析するための放射能測定方法等を記載した書籍（全34集）で、インターネット上（http://www.kankyo-hoshano.go.jp/series/pdf_series_index.html）で閲覧可能。以下同じ。

ロ 解析調査

イの調査を補完する調査として、原子力発電所等、核燃料サイクル施設及び東電福島第一原発事故の影響を受けない海域を選定し、当該海域において海産生物試料を収集し、併せて海底土及び海水を採取し、放射性核種分析を行うとともに、関係機関が実施した海洋環境に関する調査報告書等を収集し、これら結果と①で得られた結果とを対照することにより、測定値の信頼性等を検証するとともに、測定結果について科学的手法により考察し、とりまとめる。解析調査の実施にあたっては、以下の i ～ v の事項に加えて、次の点を考慮すること。

- ・ 解析調査は応札希望者が技術審査時において提案することができる調査研究とするが、イの海洋放射能調査海域での調査を補完するための科学的調査研究であり、過去の本事業での解析調査の継続性も考慮したものとする。なお、本事業の趣旨を大きく逸脱した提案及び海産生物への放射能移行に関する提案は行わないこと。
- ・ 地方自治体等がまとめている報告書などを調査し、イの海洋放射能調査で得られた結果と対比し、その結果の妥当性を科学的に評価すること。
- ・ 放射性核種の海洋環境における移行や拡散について、文献調査等を含め基礎的な調査解析を行うことなど、①の海洋放射能調査を補完しつつ、支援・解析するための調査研究を学術的、計画的かつ体系的に行うこと。

i 対照海域の設定

解析調査の一環として、海洋学、気象学、海洋物理学等の科学的視点から原子力発電所等、核燃料サイクル施設及び東電福島第一原発事故の影響を受けない海域（対照海域）を設定する。

ii 試料の収集・採取

その対照海域において海産生物試料を収集する。また、対照海域に設定した測点で海底土及び海水を採取する。

iii 試料の分析

放射性核種の分析を行う。

iv 収集した海産生物試料、採取した海底土及び海水試料の処理並びに輸送の方法

環境試料採取法(放射能測定法シリーズ^(※2)16)に準じること。また、海産生物は可食部位を、海底土は乾燥後に細土としたものを分析試料とするなど、ゲルマニウム半導体検出器等を用いる機器分析のための試料の前処理法(放射能測定法シリーズ^(※2)13)に準じること。

v 分析方法

放射能測定法シリーズ^(※2)に準じること。また、放射能分析を実施するにあたり、適用する分析方法及び確保すべき検出下限値については、別表5の「分析方法及び検出目標レベル(原子力発電所等周辺海域)」及び別表6の「分析方法及び検出目標レベル(核燃料サイクル施設沖合海域)」を目安にすること。

② 東電福島第一原発周辺の海域モニタリング

東電福島第一原発周辺の近傍・沿岸、沖合及び外洋に設けた測点^(※3)において海水及び海底土を採取し、試料に含まれる放射性核種分析を行い、その濃度推移を調査する。

イ 調査試料の採取頻度

試料採取の頻度は総合モニタリング計画^(※4)に基づき、以下の表のとおり。

対象海域	対象試料	採取頻度
近傍・沿岸海域	海水	月1回
沖合海域	海水	年4回(3ヶ月に1回)
	海底土	年4回(3ヶ月に1回)
外洋海域	海水	年2回(6ヶ月に1回)

なお、当該事業開始後、「総合モニタリング計画」及び「海域モニタリングの進め方」に定める調査内容及び調査点等の変更が生じた場合、速やかに必要とされる調査体制の変更等に対応すること。

また、当該発電所からの海洋への放射性物質の流出等があった場合は、状況に応じて調査内容を見直すこともあるため、あらかじめ体制を整え、対応できるようにすること。

※3 測点の位置関係については、以下のとおりである。

- ・ 近傍・沿岸海域：東電福島第一原発近傍で監視が必要な海域に配置した4測点及び青森県(一部)・岩手県から宮城県、福島県、茨城県の海岸線から概ね30km以内の海域(河口域含む)に配置した3測点
- ・ 沖合海域：海岸線から概ね30～90kmの海域に配置した32測点
- ・ 外洋海域：海岸線から概ね90～280kmの海域に配置した10測点

別図4に「東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング(近傍・沿岸海域)対象測点」、別図

5に「東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング(沖合海域、外洋海域)対象測点」を示した。

※4 国・自治体・東京電力ホールディングス株式会社で構成されたモニタリング調整会議において作成された総合的なモニタリング計画を指し、うち「海域モニタリングの進め方」は、海域に絞って国、自治体及び東京電力(株)で実施計画を定めたもの。

ロ 海底土及び海水試料の試料数

以下の表のとおり。

試料の種類	調査海域	試料数
海底土試料*	沖合海域	128試料 (32測点×年4回)
海水試料	近傍・沿岸 海域	84試料 ((7測点×1層(表層))×年12回(※4月～3月))
	沖合海域	336試料 (32測点×2層(表層と下層(海底から10～40m上)) +)中層(50m層又は100m層)の20測点)×年4回)
	外洋海域	100試料 (10測点×5層(表層、100m層、200m層、300m層、500m層)×年2回)

*海底土:海底土の表面から深さ3cmまでの層

調査準備等により4月の試料採取が困難な場合は5月以降のできるだけ早い時期に採取すること。

なお、採取測点位置は別表7「採取測点位置(東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング(近傍・沿岸海域))」、別表8「採取測点位置(東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング(沖合海域))」、別表9「採取測点位置(東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング(外洋海域))」に従うこと。

①及び②の調査では試料数が多くなることから、可能な限り予備的な試料採取は行わないこと。

ハ 分析対象とする放射性核種

次の表のとおり。

試料の種類	調査海域	放射性核種	試料数
海底土試料	沖合海域	Cs-134、Cs-137	128試料
		Sr-90	24試料(*1)
		Pu-238、Pu-239+240、Am-241、Cm-242、Cm-243+244	3試料(*1)
海水試料	近傍・沿岸海域(*2)	Cs-134、Cs-137	84試料
		Sr-90	84試料(*1)
		H-3	84試料
	沖合海域	Cs-134、Cs-137	336試料
		Sr-90	56試料(*1)
		H-3	32試料(*1)
		全β	32試料(*1)
	外洋海域	Cs-134、Cs-137	100試料

*1 分析試料の選定については、過去の継続性、平成29年度の調査内容等を鑑み、事業開始後に原子力規制庁担当官より指示を行う。

*2 ここでは、近傍・沿岸海域の平成31年2月及び3月分についての放射性核種分析は行わない。

二 海底土及び海水試料の分析方法

採取した海底土及び海水試料の処理及び輸送は、環境試料採取法(放射能測定法シリーズ16)に準じること。なお、海底土試料は、原則として、乾燥後、細土とし分析試料とすること。

分析方法は、放射能測定法シリーズに準じること。また、分析精度については、別表10の「分析方法及び検出目標レベル(東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング)」を目安にすること。

なお、近傍・沿岸海域での平成31年2月及び3月に採取した海水については、採取のみを行うため分析は行わないが、平成29年度本調査において、平成30年2月及び3月に採取した7測点×2月＝14試料について、別表10に準じて、年度当初に分析を行うこと(Cs-134、Cs-137:14試料、H-3:14試料、Sr-90:14試料)。

ホ 調査結果の報告

分析結果については、分析が終了後速やかに(概ね、放射性核種毎に試料採取から1～2ヶ月以内を目処)、速報値として原子力規制庁担当者に報告すること。

③ 調査結果の評価

イ 検討委員会の設置

本事業の受託者が事業開始直後に応札時に示した提案書を基に策定した当該年度の調査計画及び①海洋放射能調査と②東電福島第一原発周辺の海域モニタリングで得られた結果について、妥当性を審議するため、環境放射能学、海洋学、水産学等の学識経験者といった専門家を含む10名程度の検討委員会を設置する。検討委員会は、少なくとも年3回の開催(うち1回は電子メールを利用した会合でも可)とする。

ロ 検討委員会による妥当性の審議

i 調査計画の承認

事業実施前に検討委員会で調査の実施内容について承認を得る。

ii 調査結果の検討・評価

次の事項について、委員会で検討・評価を受ける。

- ・ 調査内容の妥当性
- ・ 測定値の信頼性確認
- ・ 調査結果
- ・ 報告書及び調査結果概要

④ 調査結果等の報告・説明

イ 事業開始時の説明

③ロ i の検討委員会で調査計画の承認を得た後、当該年度の事業概要を関係機関に説明する。併せて、前年度の報告書及び調査結果概要を基に過去の事業の結果説明も行う。

ロ 報告資料等の作成

調査結果を関係機関の職員等に対して報告する報告資料を作成・印刷すること。印刷部数は、報告書200部、調査結果概要(パンフレット)600部とする。

ハ 当該年度の調査結果(中間とりまとめ)の関係機関への調査結果の説明

③に示す検討委員会で検討・評価された当該年度の調査結果(中間とりまとめ)について、調査対象海域の関係機関に説明を行う。

なお、中間とりまとめを行う調査結果の対象は、

- ・ 原子力発電所等周辺海域で採取・分析した海水及び海底土、
- ・ 核燃料サイクル施設沖合海域で採取・分析した1回目の海水及び海底土、
- ・ 原子力発電所等周辺海域及び核燃料サイクル施設沖合海域で収集・分析した1回目の海産生物

に関するものとする。

イ及びハで行う説明にあたっては本事業内容を理解し、かつ、一定の海洋放射能や環境放射能分析の知識を有する者を少なくとも1名同行させる。説明は、先方が日程を確保できない場合や先方が説明を不要と判断した場合を除いて、現地で行う。

また、原子力規制庁と相談の上、必要に応じて会議等(*)に出席し説明を行う。

＊平成29年度は青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議監視委員会等で説明を実施。

④の関係機関は、以下のとおりとするが、事業の実施にあたり説明が必要になった場合は、原子力規制庁担当者と相談の上対応すること。

漁業関係者：北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県の関係漁業協同組合連合会、漁業協同組合等

地方自治体：北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

海上保安庁：小樽、八戸、福島、茨城、御前崎、清水、新潟、金沢、敦賀、境港、松山、唐津、串木野の海上保安部等及び第8管区海上保安本部

⑤ 本事業で得られた関連試料の保管・管理

①及び②で採取した試料のうち、分析に供した際の残試料(残っている場合)について、原子力規制庁が指示をするまで適切に国内で保管・管理を行う。このため、試料保管のための場所を確保すること。また、過去の本事業で保管・管理をしてきた試料^(※)についても継続して保管・管理すること。なお、保管場所については直射日光の当たらない屋内の場所であれば空調設備を必要としない。これら保管・管理している試料は原子力規制庁の指示により再分析に供することがあるため、それに備えた管理体制を整えて対応できるようにしておくとともに、本事業の受託者が替わる場合には、現受託者から新受託者へ本業務も引き継ぐものとする。

※ 年間に保管する試料の目安(年間の試料の増減を加味したおおよその数量)

【海水試料】160,000リットル程度(20リットル容量ポリ容器(30cm四方大の段ボールに梱包済み)で12,000個程度)。

【海底土試料】同段ボール梱包済みで50個程度。

(5) 委託物の納品

調査報告書15部及び電子媒体(CD-ROM等)2式

(6) 業務の引継ぎ等の方法について

① 現行の事業者からの引継ぎ

原子力規制庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本事業の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行の事業者の負担となる。

② 委託契約期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

原子力規制庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業

者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担となる。

③ 原子力規制庁からの貸与物件

ア 平成24年度 海洋環境放射能総合評価事業成果報告書

イ 原子力施設等防災対策等委託費(海洋環境における放射能調査及び総合評価)事業 委託業務成果報告書(平成25年度～29年度各年度)

ウ (4)⑤の残試料(平成29年度以前のものを含む)

1. 2 確保されるべき対象公共サービスの質

本事業を実施するにあたり、達成すべき事業の質は、以下のとおりとするほか、入札公告及び入札説明書によるものとする。

(1) 本事業全体の企画立案及び進行管理等

本業務の実施要項に記載されている内容を確実に実施すること。

(2) 本業務の達成目標(達成水準)

本業務は、調査海域における海洋中の放射能の移行挙動について定性的、定量的に把握・評価を行い、漁場の安全の確認等に資することを目的とすることである。

そのため、本業務の達成目標(達成水準)は、「別紙3 事業結果説明に関するアンケート」で実施するアンケートの問1～3の評価項目のAとBの割合が全体の70%以上を占めることとする。

また、本業務においては、対象となる試料を対象となる時期に採取し、対象となる試料の分析を確実に実施する必要があるため、対象のすべての試料を対象の時期に採取し、対象となっている試料の分析を100パーセント実施することとする(ただし、民間事業者の責に依らない理由(気象条件等による試料の採取ができない場合等、原子力規制庁が試料の採取不可能と判断した場合など)がある場合はこの限りでない)。

(3) モニタリングの報告について

受託業者は、原子力規制庁に対し、基準日(6月30日、9月30日、12月31日)における試料採取・採集数及び試料の分析数を別紙1により基準日から2週間以内に原子力規制庁に提出し、事業の進捗状況について説明する。原子力規制庁は、民間事業者から提出された報告を確認することで、事業の進捗状況を把握する。

(4) 海水の分析について

民間事業者が1. 1(4) 委託業務の方法で実施する分析業務を実施するにあたって、一定の分析技術の精度を確保するため、以下のような取扱いとする。

(分析技術精度の確保のための取扱)

民間事業者が海水のセシウム134、137の分析を行う場合、国際原子力機関(International Atomic Energy Agencyをいい、以下「IAEA」という。)が実施するProficiency Testで

対象となる核種の結果として「Accepted」又は「Warning」の評価を受けていることを証明できる者であること。また、民間事業者が分析業務を外部発注する場合は、外部発注を受けた第3者が、IAEAが実施するProficiency Testで対象となる核種の結果として「Accepted」又は「Warning」の評価を受けていることを証明できる者であること。なお、外部発注する際は、入札や相見積もりをとる等の価格競争を実施すること。

1.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上(包括的な質の向上、効率化の向上、経費削減等)に努めるものとする。

1.4 委託費の支払

(1) 契約の形態

契約の形態は委託契約とする。別添3契約書(案)を参照。

(2) 契約金額の支払

- ① 民間事業者は、業務が完了したときは委託業務完了報告書を原子力規制庁に提出し、委託業務完了の日の翌日から10日以内に実績報告書を原子力規制庁に提出する。
- ② 原子力規制庁は実績報告書の提出を受けたとき、本業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査する。
調査の結果、その内容が適正であると認められるときは、当該業務に要した実支出額と契約金額を比較し、いずれか低い金額により委託費の額を確定し、民間事業者に通知する。
- ③ 民間事業者は、②の通知後速やかに、確定した委託費の額を請求額とする精算払請求書を原子力規制庁に提出する。
- ④ 民間事業者は、原子力規制庁が必要と認めるときは、概算払請求書を原子力規制庁に提出し、業務を完了する前において委託費の全部又は一部を概算で請求することができる。
この場合において、すでに支払を受けた委託費が②の委託費の確定額を超過する場合、その超過額を原子力規制庁の指示する期限までに国庫に返納しなければならない。
- ⑤ 原子力規制庁は、適法な請求書を受理してから30日以内に委託費を支払う。

1.5 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、次の(1)から(3)に該当する場合には原子力規制庁が負担し、それ以外の法令の変更については、民間事業者が負担する。

(1) 本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

(2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更を含む)

(3) 上記(1)及び(2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更を含む)

2. 実施期間

委託契約の契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

3. 入札参加資格について

3.1 欠格事由

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。)に抵触しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること(なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

3.2 入札参加資格

- (1) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 環境省における役務等契約に係る指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。

なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約(以下「本契約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (6) 単独で業務を担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、(1)の資格を除くすべての資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること、又は単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

3.3 その他

入札にあたっては、「別添4 環境省入札心得」も参照すること。

4. 入札参加者の募集に関する事項

4. 1 入札手続(スケジュール)

(1)入札公告	平成29年12月1日
(2)入札説明会	平成29年12月上旬
(3)入札説明会終了後の質問期限	平成29年12月中旬
(4)入札書類提出期限	平成29年12月下旬
(5)入札書類の評価	平成30年1月上旬から中旬
(6)開札	平成30年1月下旬
(7)契約の締結	平成30年4月1日
(8)業務の引継ぎ	落札予定者決定後、速やかに開始

*入札説明会後の質問受付

入札公告以降、原子力規制庁において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、原子力規制庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び原子力規制庁からの回答は原則として質問をした者(他の質問をした者を含む。)、入札説明会に出席した者及び入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

4. 2. 1 入札書類(提出書類)に関する事項

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、原子力規制庁まで提出すること。

(1)入札書

入札金額(入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内すべての本業務に対する報酬総額の108分の100に相当する金額)を記した書類

(2)提案書

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類

(3)資格審査結果通知書

平成28・29・30年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し。

(4)暴力団排除に関する書類

法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類。

(5)委任状

代理人に委任したことを証明した書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

4. 2. 2 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書(別添5 提案書雛形)には、5で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

なお、原子力規制庁が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する。

＊項目については、原子力規制庁の提案書で要求している事項を採用。

- (1) 調査事業の実施方針
- (2) 事業実施体制
- (3) 事業従事予定者の能力
- (4) 組織の概要・事業内容等
- (5) 用語解説等の補足説明
- (6) 事業実施に係る工数

5. 落札者を決定するための評価の基準等に関する事項

本業務を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

平成30年度海洋環境における放射能調査及び総合評価事業の調達に係る落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

5. 1 評価項目

別添6 評価項目のとおり

5. 2 落札方式及び得点配分

別添7 応札資料作成要領のとおり

5. 3 評価の手続き

別添8 評価手順書のとおり

5. 4 落札者の決定

(1) 必須項目をすべて満たし、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札予定者とする。

(2) 必須項目をすべて満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

(3) 落札予定者となった者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、

予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札者とすることがある。

(4) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない原子力規制庁の職員にくじを引かせ落札予定者を決定する。

(5) 原子力規制庁は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

5.5 落札者が決定しなかった場合の措置

原子力規制庁は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付すこととする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本事業の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、原子力規制庁はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

6. 情報開示に関する事項

本事業における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙2）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

7. 報告すべき事項

7.1 報告等

1.2で設定した「質の確保」がなされていることを確認するため、原子力規制庁は、次の(1)～(3)の措置を講じる。

(1) 民間事業者へのヒアリング

原子力規制庁から業務担当者に対し、1.2(3)のモニタリングの報告に合わせて、事業の進捗状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

(2) 調査

原子力規制庁は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するため、(1)の民間業者へのヒアリングの実施により必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づ

き、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする原子力規制庁の職員は、検査を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の①又は②の場合、速やかに業務の改善策(原子力規制庁への提案を含む)を作成及び提出し、原子力規制庁の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施にあたり、原子力規制庁に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- ① 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合
- ② 原子力規制庁が、7. 1(1)に示す民間事業者へのヒアリングや7. 1(2)に示す調査を実施することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

このほか、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことを可能とする。

7. 2 秘密を適正に取り扱うための措置

民間事業者は、本業務に関して原子力規制庁が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。民間事業者(法人である場合にあっては、その役員)又はその職員その他の本業務に従事している者及び従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

7. 3 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(1) 業務の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、原子力規制庁の承認を受けなければならない。

(2) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、調査対象に対する謝礼を除き、金品等を受け取ることを又は与えることをしてはならない。

(3) 宣伝行為の禁止

- ① 民間事業者又はその職員その他の本業務に従事している者及び従事していた者は、「原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室」や「海洋環境における放射能及び総合評価事業」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。)及び当該自ら行う業務が海洋環境における放射能及び総合評価事業の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。
- ② 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

(4) 法令の遵守

民間事業者は、本業務の実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

(5) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(6) 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査対象と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

(7) 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(8) 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(9) 権利義務の帰属等

印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は原子力規制庁に帰属する。

(10) 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は原子力規制庁以外の者との契約(本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。)に基づき実施する事業に用いてはならない。

(11) 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、原子力規制庁の承認を受けなければならない。

7.4 再委託

- (1) 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (2) 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。
- (3) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で原子力規制庁の承認を受けなければならない。
- (4) 民間事業者は、(2)又は(3)により再委託を行う場合には、民間事業者が原子力規制庁に対して負う義務を的確に履行するため、再委託先の事業者に対し上記「7.2 秘密を適正に取り扱うための措置」及び「7.3 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置(2)から(7)」に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (5) 再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。
- (6) 民間事業者は、本業務の実施にあたり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

7.4.1 契約の変更及び解除

(1) 契約の変更

民間事業者及び原子力規制庁は、本業務のさらなる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

(2) 契約の解除

原子力規制庁は、委託契約書に定めるところにより民間事業者が次に該当する等の場合は、契約を解除することができ、解除した場合は、民間事業者に違約金を納付させる。

- ① 法第22条第1項に該当するとき。
- ② 暴力団であるとき又は民間事業者の役員等が暴力団員であるとき。
- ③ 民間事業者の役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

7. 4. 2 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と原子力規制庁とが協議するものとする。

8. 損害賠償について

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

8. 1 民間事業者に対する求償

原子力規制庁が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、原子力規制庁は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について原子力規制庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、原子力規制庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

8. 2 原子力規制庁に対する求償

民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について原子力規制庁の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は原子力規制庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(1) その他

- ① 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者(法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって原子力規制庁に損害を与えたときは、民間事業者は、原子力規制庁に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- ② 民間事業者が、民間事業者の責に帰すべき事由により、「1. 1(5) 委託物の納品」が原子力規制庁の定める納入期限を遅延したとき、原子力規制庁は、延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を違約金として徴収することができる。

9. 評価について

(1) 実施状況に関する調査の時期

原子力規制庁は、総務大臣が評価を行う評価の時期(平成31年6月を予定)を踏まえ、当該事業の実施状況については、平成31年3月31日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

原子力規制庁は、1. 2(3)の報告等を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する(数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。)。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

原子力規制庁は、次に掲げる項目について調査するものとする。

- ① 1. 2 (3) の報告に係る事項
- ② 調査票及び統計表の検証状況(原子力規制庁からの照会対応等の件数・内容等)
- ③ 実際に本業務の実施に要した経費(調査対象への謝礼支給等が完了した時点)

(4) 意見聴取等

原子力規制庁は、必要に応じ民間事業者及び調査対象から意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

原子力規制庁は、本業務の実施状況等については、評価を行うため、報告様式に従い平成31年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出する予定とする。

10. 民間事業者の責務

(1) 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(2) 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

(3) 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは正当な理由なく、指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

(4) 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違法行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科されることとなる。

(5) 会計検査について民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

11. その他

11. 1 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

原子力規制庁は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

11. 2 従事する者

法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

11. 3 原子力規制庁の監督体制

本契約に関する監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、10の(2)により行うこととする。

11. 4 業務受託に関する留意事項

(1) 本事業を受注した民間事業者(以下「受注者」という。)は、受託した本事業(以下「受託業務」という。)の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。

(2) 受注者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本事業以外に使用してはならない。

(3) 本実施要項に記載されていない事項、または本実施要項について疑義が生じた場合は、原子力規制庁と適宜協議を行うものとする。

12. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受注者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。

(2) 受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、受託業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、受託業務において受託者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受注者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告するこ

と。

(参考)

原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

会社名 _____

平成30年度原子力施設等防災対策等委託費(海洋環境における放射能調査及び総合評価)事業進捗状況報告書

海域	分析対象試料	採取・採集期間	分析期間	分析試料数
原子力発電所等周辺海域	海水			
	海底土			
	海洋生物			
核燃料サイクル施設沖合海域	海水			
	海底土			
	海洋生物			
近傍・沿岸海域	海水			
沖合海域	海水			
	海底土			
外洋海域	海水			

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位：円)

	H26	H27	H28
人件費	120,799,871	117,607,211	126,722,070
旅費	7,652,060	7,925,959	10,047,093
会議費	125,250	165,630	127,950
諸謝金	194,400	237,600	329,400
借損料	21,446,641	25,308,699	25,047,814
消耗品費等	17,855,735	20,044,811	23,715,578
外注費	備船費	246,780,000	284,348,000
	分析費	302,686,524	284,445,054
通信運搬費	5,722,809	2,296,118	6,201,460
印刷製本費	1,208,088	1,211,004	1,155,924
一般管理費	72,447,137	74,359,008	73,527,452
合計	796,918,515	817,949,094	808,237,840

(注記事項)

平成26年度～28年度（民間委託）

1. 業務の実施期間は、4月から3月までの約12ヶ月。
2. 委託費の変動は、入札額の差によるものである。
3. 調査地点は、総合モニタリング計画等に準じ変更する場合がある。各年度の調査サンプル数は、平成26年度及び平成27年度は1,103、平成28年度は1,058である（詳細は「3 従来の実施における目的の達成の程度」の注記事項参照）。
4. 委託費の積算には、調査に係る人件費、備船料、分析費用、旅費及び通信運搬費などが含まれる。
5. 現地関係機関への説明が平成28年度から年2回の実施となり、旅費が増加している。
6. 平成29年度の契約金額：810,000,000円（税込）

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
常勤職員	43	45	47
非常勤職員	5	5	5

(業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 原子力規制庁が指定する試料を指定する時期に確実に採取する能力
2. 採取した試料を分析し、分析結果を評価できる能力

(業務の繁忙の状況とその対応)

1. 乗船して採取する試料（海水及び海底土）については、海況等の当該採取作業が比較的円滑に実施可能となる時期である5月、8月、11月及び2月に業務が集中する傾向にある。

2. 職員の各月の配置状況の変更はない。

(注記事項)

○ 平成26年度～28年度（民間委託）

○ 民間事業者の実施体制（平成28年度）は以下のとおり。

業務の種類		実施体制	
1	試料採取	384.0	人日
2	結果説明等※ ¹	149.0	人日
3	試料前処理立会い	109.0	人日
4	業務打合せ	149.0	人日
5	委員会等	42.0	人日
6	調査準備・調整	470.0	人日
7	データ整理・解析・評価	1998.0	人日
8	報告書作成	364.0	人日
9	その他	274.0	人日
合 計		3939.0	人日

※ 1 現地説明の実施箇所等は下のとおり。

(平成28年度より各箇所年2回の説明を実施)

道 県	地区および訪問箇所数																	計							
北海道	札幌市	6	漁 自 海	2 4 2	小樽市	2	漁 自 海	2 2 2	岩内町	4	漁 自 海	2 2 2						12							
青森県	青森市	8	漁 自 海	2 6 2	六ヶ所村	10	漁 自 海	4 6 2	東通村	8	漁 自 海	7 1 2	三沢市	2	漁 自 海	2 2 2	八戸市	4	漁 自 海	2 2 2	32				
岩手県	盛岡市	6	漁 自 海	2 4 2	久慈市	2	漁 自 海	2 2 2	宮古市	2	漁 自 海	2 2 2	山田町	2	漁 自 海	2 2 2	金石市	2	漁 自 海	2 2 2	大船渡市	2	漁 自 海	2 2 2	16
宮城県	仙台市	6	漁 自 海	2 6 2	石巻市	2	漁 自 海	2 2 2	女川町	2	漁 自 海	2 2 2	塩釜市	2	漁 自 海	2 2 2							12		
福島県	福島市	6	漁 自 海	2 6 2	いわき市	6	漁 自 海	4 2 2	相馬市	2	漁 自 海	2 2 2	南相馬市	2	漁 自 海	2 2 2	三春町	2	漁 自 海	2 2 2				18	
茨城県	水戸市	6	漁 自 海	2 4 2	ひたちなか市	4	漁 自 海	2 2 2	日立市	2	漁 自 海	2 2 2											12		
静岡県	静岡市	6	漁 自 海	2 4 2	牧之原市	2	漁 自 海	2 2 2	御前崎市	4	漁 自 海	2 2 2											12		
新潟県	新潟市	8	漁 自 海	2 4 2	柏崎市	6	漁 自 海	2 6 2	出雲崎町	2	漁 自 海	2 2 2											16		
石川県	金沢市	12	漁 自 海	4 6 2																		12			
福井県	福井市	8	漁 自 海	1 7 2	越前町	2	漁 自 海	2 2 2	敦賀市	6	漁 自 海	2 2 2	小浜市	2	漁 自 海	2 2 2							18		
鳥取県	境港市	2	漁 自 海	2 2 2																		2			
島根県	松江市	9	漁 自 海	4 5 2																		9			
愛媛県	松山市	8	漁 自 海	2 4 2	大洲市	2	漁 自 海	2 2 2	八幡浜市	2	漁 自 海	2 2 2											12		
佐賀県	佐賀市	4	漁 自 海	2 4 2	唐津市	6	漁 自 海	2 2 2															10		
鹿児島県	鹿児島市	10	漁 自 海	4 6 2	薩摩川内市	2	漁 自 海	2 2 2	串木野市	2	漁 自 海	2 2 2											14		
合 計																							207		

漁：漁業関係者、自：地方自治体、海：海上保安庁

3 従来の実施における目的の達成の程度

	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	計画 サンプル 数	実績 サンプル 数	目標値	達成度	計画 サンプル 数	実績 サンプル 数	目標値	達成度	計画 サンプル 数	実績 サンプル 数	目標値	達成度
全体	1,103	1,103	100%	100%	1,103	1,103	100%	100%	1,058	1,058	100%	100%
海洋生物	120	120	100%	100%	120	120	100%	100%	120	120	100%	100%
海底土	210	210	100%	100%	210	210	100%	100%	210	210	100%	100%
海水	773	773	100%	100%	773	773	100%	100%	728	728	100%	100%

(注記事項)

- 計画サンプル数とは、仕様書で記載したサンプル数をいい、実績サンプル数とは、計画サンプル数に対して実施者が実際に分析を行ったサンプル数をいう。
- 目標値には、計画サンプル数の全てを分析することを設定した。

4 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

1. 調査の準備調整
2. 試料の採取（乗船含む）
3. データの整理・解析・評価
4. 報告書の作成
5. 結果の説明

(注記事項)

平成28年度に試料の採取及び分析に要した期間は以下のとおり。

対象試料	採取場所	試料の採取時期	試料の分析期間
海産生物	原子力発電所等周辺海域	平成28年4月1日～7月19日	平成28年5月23日～8月30日
		平成28年10月2日～12月21日	平成28年10月5日～平成29年1月25日
	核燃料サイクル施設沖合海域	平成28年4月1日～8月3日	平成28年4月14日～10月4日
		平成28年10月5日～11月21日	平成28年10月19日～平成29年2月10日
海底土	原子力発電所等周辺海域	平成28年5月18日～6月24日	平成28年5月26日～9月20日
	核燃料サイクル施設沖合海域	平成28年5月8日～5月23日	平成28年5月17日～8月24日
	東電福島第一原発周辺 沖合海域	平成28年5月19日～6月1日	平成28年5月26日～7月28日
		平成28年7月21日～8月2日	平成28年8月4日～10月3日
		平成28年10月15日～10月28日	平成28年10月31日～12月27日
		平成29年1月19日～2月4日	平成29年1月30日～2月27日
海水	原子力発電所等周辺海域	平成28年5月18日～6月24日	平成28年5月26日～10月15日
	核燃料サイクル施設沖合海域	平成28年5月8日～5月23日	平成28年5月16日～9月16日
		平成28年10月5日～10月15日	平成28年10月11日～平成29年1月30日
	東電福島第一原発周辺 近傍・沿岸海域	平成27年度の採取試料	平成28年4月20日～8月1日
		平成28年4月27日	平成28年4月28日～8月5日
		平成28年5月18日～5月19日	平成28年5月20日～9月23日
		平成28年6月15日～6月16日	平成28年6月17日～9月12日
		平成28年7月13日～7月14日	平成28年7月15日～11月9日
		平成28年8月3日～8月4日	平成28年8月5日～11月26日
		平成28年9月7日～9月8日	平成28年9月9日～12月1日
		平成28年10月5日～10月7日	平成28年10月11日～12月25日
		平成28年11月10日～11月11日	平成28年11月14日～平成29年1月26日
		平成28年12月7日～12月8日	平成28年12月9日～平成29年2月6日
		平成29年1月12日～13日	平成29年1月16日～2月17日
		平成29年2月8日～2月9日	平成29年度に分析予定
		平成29年3月8日～3月9日	平成29年度に分析予定
	東電福島第一原発周辺 沖合海域	平成28年5月19日～6月1日	平成28年5月26日～8月26日
		平成28年7月21日～8月2日	平成28年8月4日～11月7日
		平成28年10月15日～10月28日	平成28年10月31日～平成29年1月16日
		平成29年1月19日～2月4日	平成29年1月30日～3月6日
	東電福島第一原発周辺 外洋海域	平成28年6月4日～6月9日	平成28年6月13日～7月15日
		平成28年11月11日～11月17日	平成28年11月18日～12月26日

別紙 3

(民間事業者名) ○○○に対する事業結果説明に関するアンケート

事業名：平成 30 年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業

評価対象：(民間事業者名) ○○○

アンケート記入者：所属、氏名

問 1 ○○○から受けた海洋環境における放射能調査及び総合評価事業の結果説明は理解できる説明でしたか。

A：大変理解できる説明であった

B：概ね理解できる説明であった

C：理解出来ない箇所が多い説明であった

D：全く理解できない説明であった

*C&D を選んだ場合は、率直にその内容を記載してください。

--

問 2 ○○○から受けた結果説明の際に使用したパンフレットはわかりやすいものでしたか。

A：大変わかりやすいパンフレットだった

B：概ねわかりやすいパンフレットだった

C：わかりにくい箇所が多いパンフレットだった

D：全くわからないパンフレットだった

*C&D を選んだ場合は、率直にその内容を記載してください。

--

問3 ○○○から受けた結果説明の際に行われた質問に対しての回答については満足できる内容であったか。(質問をしなかった者は回答不要)

A：満足する内容だった

B：概ね満足する内容であった

C：わかりにくい説明であった

D：全く納得できなかった

*C&Dを選んだ場合は、率直にその内容を記載してください。

--

問4 ○○○の結果説明についてご意見・アドバイスがございましたら、記載ください。

--

別表 1 海産生物試料

調査海域	対象試料種		備考
	第 1 回収集	第 2 回収集	
原子力発電所等周辺海域			
北海道海域	ホッケ ソウハチ ミズダコ	ホッケ ヒラメ スケトウダラ	
青森海域	クロソイ アイナメ ホッケ	クロソイ アイナメ ヤリイカ	
宮城海域	マダラ アイナメ マアナゴ	マダラ アイナメ マアナゴ	
福島第 1 海域	スズキ メバル イシガレイ	スズキ メバル イシガレイ	
福島第 2 海域	マダラ マガレイ ミズダコ	マダラ マガレイ ミズダコ	
茨城海域	ヒラメ マコガレイ ミズダコ	ヒラメ マコガレイ ミズダコ	
静岡海域	マゴチ ニベ クロウシノシタ	マゴチ ニベ クロウシノシタ	
新潟海域	スケトウダラ ホッケ ミズダコ	スケトウダラ ホッケ ミズダコ	
石川海域	ニギス ハタハタ ホッコクアカエビ	ニギス アカガレイ ホッコクアカエビ	
福井第 1 海域	ハタハタ アカガレイ スルメイカ	ヒラメ アカガレイ スルメイカ	
福井第 2 海域	アカガレイ スズキ マアナゴ	アカガレイ マダイ マアナゴ	
島根海域	マダイ ヒラメ ムシガレイ	マダイ ヒラメ ムシガレイ	
愛媛海域	カナガシラ コウイカ エビ類	カナガシラ コウイカ シログチ	
佐賀海域	スズキ カサゴ メジナ	スズキ カサゴ メジナ	
鹿児島海域	チダイ カイワリ アカエイ	チダイ カイワリ アカエイ	
核燃料サイクル施設沖合海域	ミズダコ ヒラメ スルメイカ サクラマス キアンコウ マコガレイ マダラ スケトウダラ キアンコウ カタクチイワシ	ミズダコ ヒラメ スルメイカ シロザケ（雌） シロザケ（雄） マコガレイ マダラ スケトウダラ キアンコウ カタクチイワシ	青森県沖合海域
	ウスメバル マダラ スルメイカ イカナゴ稚魚（コウナゴ） アイナメ	シロザケ（雄） マダラ スルメイカ シロザケ（雌） サンマ	岩手県沖合海域

注 1）原子力発電所等周辺海域における海産生物についてはそれぞれの海域における定点付近の漁場にて採取された魚種とし、入手にあたっては各地の漁業協同組合等の協力を得ることが望ましい。

注 2）核燃料サイクル施設沖合海域における海産生物については備考欄記載の海域における定点付近の漁場にて採取される魚種を分析に使用することとし、入手にあたっては各地の漁業協同組合等の協力を得ることが望ましい。

別表2 採取測点位置（原子力発電所等周辺海域）

海 域	緯度(N)	測点 1	参考水深 (m)	測点 2	参考水深 (m)	測点 3	参考水深 (m)	測点 4	参考水深 (m)
	経度(E)								
北海道	N	43°10'	350	43°05'	410	43°02'	490	42°59'	370
	E	140°16'		140°16'		140°18'		140°13'	
青 森	N	41°13'	590	41°13'	670	41°08'	460	41°08'	610
	E	141°35'		141°40'		141°30'		141°40'	
宮 城	N	38°30'	140	38°25'	160	38°20'	140	38°15'	160
	E	141°40'		141°45'		141°40'		141°45'	
福島第 1	N	37°40'	100	37°35'	130	37°30'	120	37°23'	130
	E	141°20'		141°25'		141°20'		141°20'	
福島第 2	N	37°16'	150	37°12'	140	37°06'	150	37°00'	160
	E	141°25'		141°20'		141°19'		141°20'	
茨 城	N	36°36'	100	36°25'	120	36°14'	90	36°05'	120
	E	140°52'		140°51'		140°48'		140°52'	
静 岡	N	34°34'	60	34°31'	70	34°30'	360	34°31'	530
	E	138°18'		138°15'		138°05'		137°59'	
新 潟	N	37°56'	380	37°50'	500	37°44'	520	37°37'	230
	E	138°37'		138°35'		138°27'		138°23'	
石 川	N	37°17'	170	37°08'	190	37°00'	170	36°52'	120
	E	136°27'		136°26'		136°28'		136°28'	
福井第 1	N	36°05'	270	35°57'	260	35°50'	130	35°58'	270
	E	135°50'		135°50'		135°50'		135°42'	
福井第 2	N	35°45'	130	35°50'	200	35°55'	220	35°45'	130
	E	135°40'		135°35'		135°30'		135°30'	
島 根	N	35°47'	80	35°41'	80	35°48'	110	35°40'	100
	E	133°12'		133°04'		132°56'		132°52'	
愛 媛	N	33°39'	50	33°38'	60	33°36'	70	33°33'	70
	E	132°22'		132°17'		132°14'		132°10'	
佐 賀	N	33°35'	40	33°37'	50	33°37'	60	33°34'	50
	E	129°59'		129°53'		129°46'		129°44'	
鹿児島	N	31°56'	80	31°45'	80	31°41'	90	31°35'	80
	E	130°02'		130°01'		130°04'		130°09'	

* 緯度経度は世界測地系に基づくもの。

別表 3 採取測点位置（核燃料サイクル施設沖合海域）

測点	緯度(N)	参考水深 (m)
	経度(E)	
測点1	N 40°30'	70
	E 141°45'	
測点2	N 40°30'	110
	E 141°55'	
測点3	N 40°30'	290
	E 142°05'	
測点4	N 40°45'	50
	E 141°30'	
測点5	N 40°45'	110
	E 141°45'	
測点6	N 40°45'	310
	E 142°00'	
測点7	N 40°54'	180
	E 141°30'	
測点8	N 40°54'	310
	E 141°45'	
測点9	N 40°54'	650
	E 142°00'	
測点10	N 40°54'	970
	E 142°10'	
測点11	N 41°00'	320
	E 141°30'	

測点	緯度(N)	参考水深 (m)
	経度(E)	
測点12	N 41°02'	530
	E 141°45'	
測点13	N 41°02'	960
	E 142°00'	
測点14	N 41°16'	600
	E 141°35'	
測点15	N 41°16'	1050
	E 142°00'	
測点16	N 41°26'	740
	E 141°40'	
測点17	N 40°10'	130
	E 142°05'	
測点18	N 40°10'	410
	E 142°15'	
測点19	N 39°50'	160
	E 142°10'	
測点20	N 39°50'	560
	E 142°20'	
測点21	N 39°30'	170
	E 142°08'	
測点22	N 39°30'	380
	E 142°15'	

* 緯度経度は世界測地系に基づくもの。

別表 4 分析対象放射性核種

	放射性核種	表記	原子力発電所等周辺海域			核燃料サイクル施設沖合海域		
			海産生物 試 料	海底土 試 料	海 水 試 料	海産生物 試 料	海底土 試 料	海 水 試 料
人 工 放 射 性 核 種	トリチウム* ¹	H-3	—	—	—	—	—	○
	マンガン-54	Mn-54	○	○	—	○	○	○
	コバルト-60	Co-60	○	○	—	○	○	○
	ストロンチウム-90	Sr-90	—	—	○	○	○	○
	ルテニウム-106	Ru-106	○	○	—	○	○	○
	セシウム-134	Cs-134	○	○	○	○	○	○
	セシウム-137	Cs-137	○	○	○	○	○	○
	セリウム-144	Ce-144	○	○	—	○	○	○
	その他のγ線放出核種* ²		○	○	—	○	○	○
	プルトニウム-239+240	Pu-239+240	—	—	—	○	○	○
自 然 放 射 性 核 種	ベリリウム-7	Be-7	○	○	—	○	○	—
	カリウム-40	K-40	○	○	—	○	○	—
	タリウム-208	Tl-208	○	○	—	○	○	—
	ビスマス-214	Bi-214	○	○	—	○	○	—
	アクチニウム-228	Ac-228	○	○	—	○	○	—

* 1 : トリチウム (H-3) は自然放射性核種でもある。

* 2 : 半減期約 1 年以下の放射性核種で、クロム-51 (Cr-51)、コバルト-58 (Co-58)、鉄-59 (Fe-59)、亜鉛-65 (Zn-65)、ジルコニウム-95 (Zr-95)、ニオブ-95 (Nb-95)、ルテニウム-103 (Ru-103)、アンチモン-125 (Sb-125) 等である。

別表5 分析方法及び検出目標レベル（原子力発電所等周辺海域）

試料	分 析 方 法 等				検出目標レベル							
	分析対象 核種	分析供試量	前処理法	放射線計測 (計測時間)	ガンマ線放出核種*1							
					Mn-54	Co-60	Ru-106	Cs-134	Cs-137	Ce-144	Sr-90	単位
海産生物	ガンマ線 放出核種	灰 約80g	灰 化	ガンマ線 スペクトロメトリー (70,000秒)	0.03	0.05	0.2	0.03	0.02	0.2	— ^{*2}	
海 底 土	ガンマ線 放出核種	乾燥土 約100g	乾 燥	ガンマ線 スペクトロメトリー (70,000秒)	0.9	0.9	7	1	0.7	4	—	Bq/kg乾燥土
海 水	Sr-90	50 L	化学分離	ベータ線計測 (3,600秒)	—	—	—	—	—	—	0.4	mBq/L
	Cs-134 Cs-137	50 L	化学分離	ガンマ線 スペクトロメトリー (70,000秒)	—	—	—	0.9	0.5	—	—	

*1：ガンマ線放出核種（Cs-137含む）は、分析対象核種のうち半減期が数十日以下のものを除いた人工放射性核種について記載した。

*2：分析対象外核種について「—」で示した。

別表6 分析方法及び検出目標レベル (核燃料サイクル施設沖合海域)

試料	分 析 方 法 等				検出目標レベル										
	分析対象 核種	分析供試量	前処理法	放射線計測 (計測時間)	ガンマ線放出核種*1							H-3	Sr-90	Pu- 239+240	単位
					Mn-54	Co-60	Ru-106	Cs-134	Cs-137	Ce-144					
海産生物	Sr-90	灰 約30g	灰化後、 化学分離	ベータ線計測 (3,600秒)	— ^{*2}	—	—	—	—	—	—	—	0.008	—	Bq/kg生鮮物
	Pu- 239+240	灰 約20g	灰化後、 化学分離	アルファ線 スペクトロメトリー (160,000秒)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0007	
	ガンマ線 放出核種	灰 約80g	灰 化	ガンマ線 スペクトロメトリー (70,000秒)	0.03	0.05	0.2	0.03	0.02	0.2	—	—	—	—	
海 底 土	Sr-90	乾燥土 約150g	灰化後、 化学分離	ベータ線計測 (3,600秒)	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	—	Bq/kg乾燥土
	Pu- 239+240	乾燥土 約 50g	灰化後、 化学分離	アルファ線 スペクトロメトリー (80,000秒)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.03	
	ガンマ線 放出核種	乾燥土 約100g	乾 燥	ガンマ線 スペクトロメトリー (70,000秒)	0.9	0.9	7	1	0.7	4	—	—	—	—	
海 水	H-3	0.6 L	電解濃縮	液体シンチエー 計測 (30,000秒)	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—	mBq/L
	Sr-90	50 L	化学分離	ベータ線計測 (3,600秒)	—	—	—	—	—	—	—	0.4	—	—	
	Pu- 239+240	100 L	化学分離	アルファ線 スペクトロメトリー (160,000秒)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.007	
	ガンマ線 放出核種	50 L	化学分離	ガンマ線 スペクトロメトリー (70,000秒)	0.8	0.9	7	0.9	0.5	4	—	—	—	—	

*1：ガンマ線放出核種 (Cs-137含む) は、分析対象核種のうち半減期が数十日以下のものを除いた人工放射性核種について記載した。

*2：分析対象外核種について「-」で示した。

別表 7 採取測定位置（東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング（近傍・沿岸海域））

測点	採取測点位置		採取試料
	緯度	経度	海水試料
M-101	37° 25.6'	141° 02.6'	表層水
M-102	37° 25.1'	141° 02.6'	表層水
M-103	37° 26.7'	141° 02.8'	表層水
M-104	37° 24.1'	141° 02.8'	表層水
T-D1	37° 30.0'	141° 04.3'	表層水
T-D5	37° 25.0'	141° 04.3'	表層水
T-D9	37° 20.0'	141° 04.3'	表層水

* 緯度経度は世界測地系に基づくもの。

別表8 採取測点位置
(東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング (沖合海域))

測点	採取測点位置等			採取試料			
	緯度	経度	参考水深	海水試料		海底土試料	
M-A1	38°30.0'	141°51.0'	210m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-A3	38°30.0'	142°05.0'	480m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-MI4	38°15.0'	141°45.0'	150m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-B1	38°05.0'	141°15.4'	45m	表層水	-	下層水	海底土
M-B3	38°05.0'	141°29.4'	120m	表層水	50m層水	下層水	海底土
M-B5	38°00.0'	142°00.0'	370m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-C1	37°45.0'	141°15.4'	60m	表層水	-	下層水	海底土
M-C3	37°45.0'	141°29.4'	130m	表層水	50m層水	下層水	海底土
M-D1	37°35.0'	141°22.4'	120m	表層水	50m層水	下層水	海底土
M-D3	37°35.0'	141°36.4'	220m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-E1	37°25.0'	141°22.4'	140m	表層水	50m層水	下層水	海底土
M-E3	37°25.0'	141°36.4'	230m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-E5	37°30.0'	142°00.0'	530m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-F1	37°15.0'	141°22.4'	140m	表層水	-	下層水	海底土
M-F3	37°15.0'	141°36.4'	240m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-G0	37°05.0'	141°08.4'	110m	表層水	50m層水	下層水	海底土
M-G1	37°05.0'	141°15.4'	140m	表層水	-	下層水	海底土
M-G3	37°05.0'	141°29.4'	210m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-G4	37°00.0'	141°45.0'	660m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-H1	36°55.0'	141°08.4'	130m	表層水	-	下層水	海底土
M-H3	36°55.0'	141°22.4'	230m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-I0	36°45.0'	140°53.0'	80m	表層水	-	下層水	海底土
M-I1	36°45.0'	140°57.0'	100m	表層水	50m層水	下層水	海底土
M-I3	36°45.0'	141°11.0'	190m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-J1	36°25.0'	140°43.0'	50m	表層水	-	下層水	海底土
M-J3	36°25.0'	141°04.0'	570m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-IB2	36°25.0'	140°51.0'	120m	表層水	-	下層水	海底土
M-K1	36°04.0'	140°43.0'	30m	表層水	-	下層水	海底土
M-IB4	36°05.0'	140°52.0'	120m	表層水	-	下層水	海底土
M-L1	35°45.0'	140°57.0'	45m	表層水	-	下層水	海底土
M-L3	35°45.0'	141°11.0'	170m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-M1	35°30.0'	141°00.0'	110m	表層水	-	下層水	海底土

* 緯度経度は世界測地系に基づくもの。

別表9 採取測点位置
(東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング (外洋海域))

測点	採取測点位置		海水試料						
	緯度	経度							
M-10	38°30.0'	143°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水		
M-11	38°30.0'	144°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水		
M-14	37°30.0'	143°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水		
M-15	37°30.0'	144°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水		
M-19	36°30.0'	142°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水		
M-20	36°30.0'	143°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水		
M-21	36°30.0'	144°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水		
M-25	35°30.0'	142°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水		
M-26	35°30.0'	143°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水		
M-27	35°30.0'	144°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水		

* 緯度経度は世界測地系に基づくもの。

別表10 分析方法及び検出目標レベル（東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング）

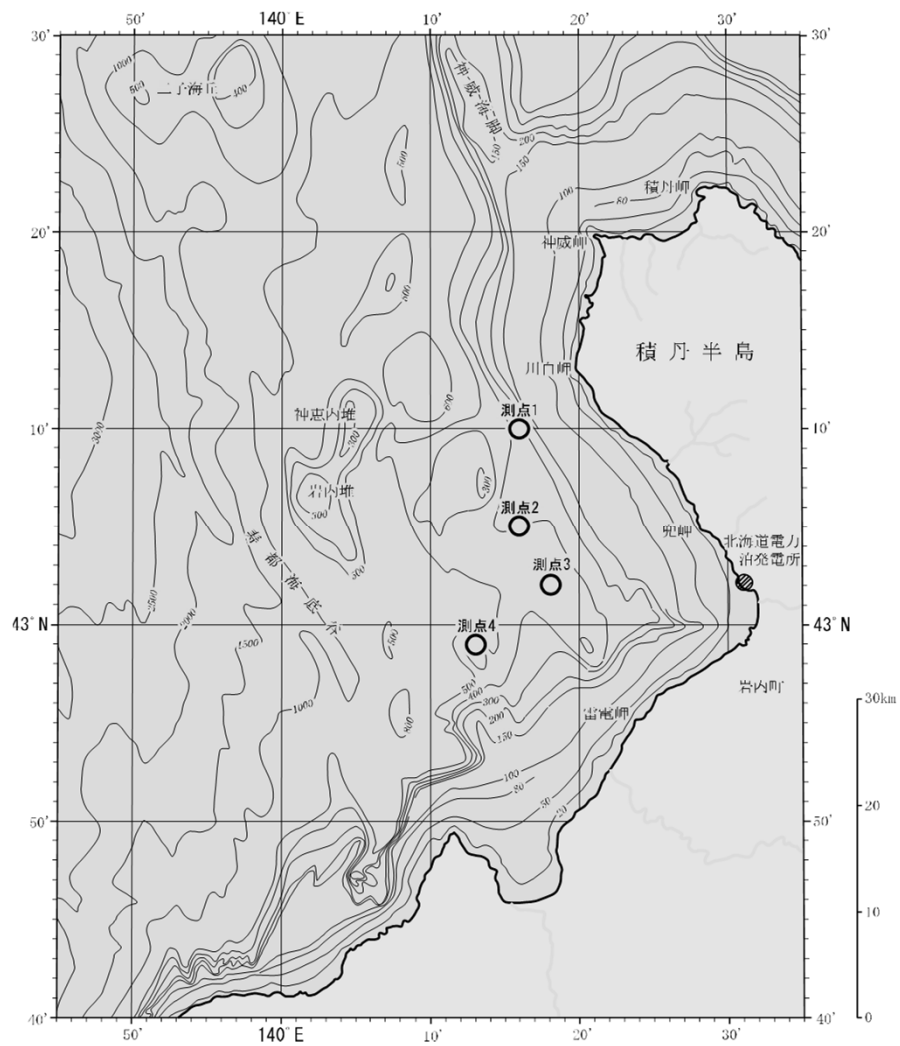
試料	海域	分析・測定方法	対象核種	検出下限目標値
海底土試料	沖合海域	105℃乾燥後、2 mm孔径のふるい分け・ゲルマニウム半導体検出器	Cs-134	0.6 (Bq/kg乾土)
			Cs-137	0.6 (Bq/kg乾土)
		上記の乾燥、ふるい分けした試料をイオン交換法、発煙硝酸法またはシュウ酸塩法による分離精製・ガスフローカウンター	Sr-90	0.3 (Bq/kg乾土)
		上記の乾燥、ふるい分けした試料をイオン交換法・シリコン半導体検出器	Pu-238	0.01 (Bq/kg乾土)
			Pu-239+240	0.01 (Bq/kg乾土)
			Am-241	0.02 (Bq/kg乾土)
			Cm-242	0.01 (Bq/kg乾土)
			Cm-243+244	0.01 (Bq/kg乾土)
		AMP沈殿・ゲルマニウム半導体検出器	Cs-134	1 (mBq/L)
			Cs-137	1 (mBq/L)
海水試料	近傍・沿岸海域	電解濃縮法・液体シンチレーション計測法	H-3	0.1 (Bq/L)
		イオン交換法または発煙硝酸法・ガスフローカウンター	Sr-90	1 (mBq/L)
		AMP沈殿・ゲルマニウム半導体検出器	Cs-134	1 (mBq/L)
			Cs-137	1 (mBq/L)
	沖合海域	電解濃縮法・液体シンチレーション計測法	H-3	0.1 (Bq/L)
		イオン交換法または発煙硝酸法・ガスフローカウンター	Sr-90	1 (mBq/L)
		鉄・バリウム共沈法	全β	0.02 (Bq/L)
	外洋海域	AMP沈殿・ゲルマニウム半導体検出器	Cs-134	1 (mBq/L)
			Cs-137	1 (mBq/L)

別図1

海洋放射能調査 調査海域

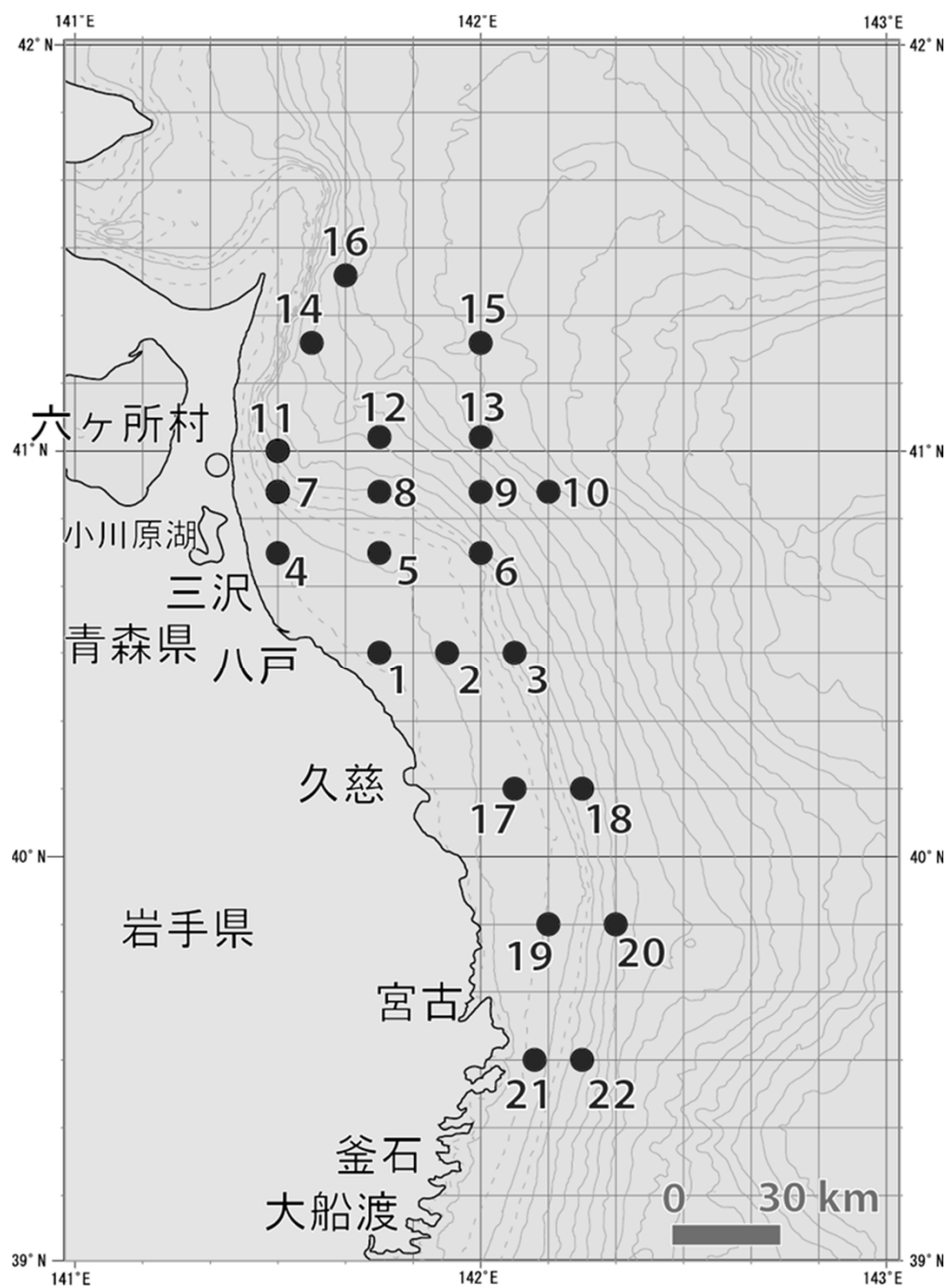


別図 2



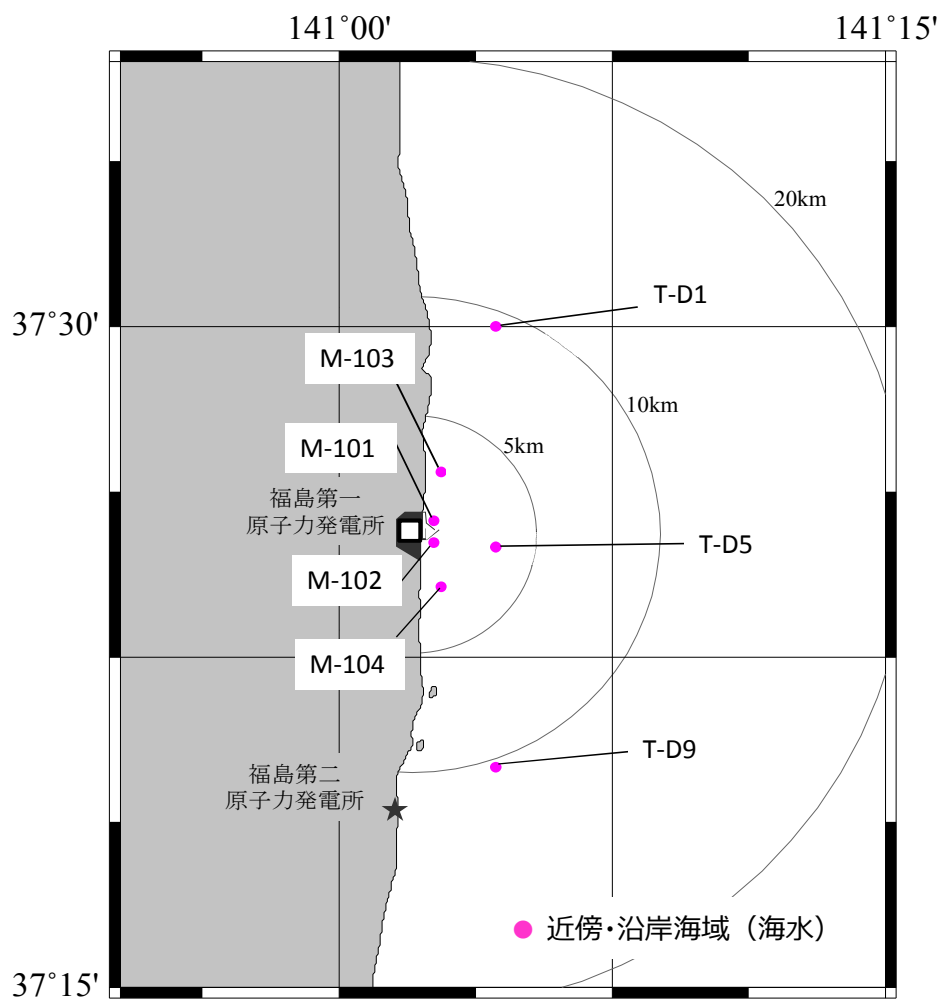
原子力発電所等周辺海域（北海道海域）の
海底土・海水試料採取測点

別図3



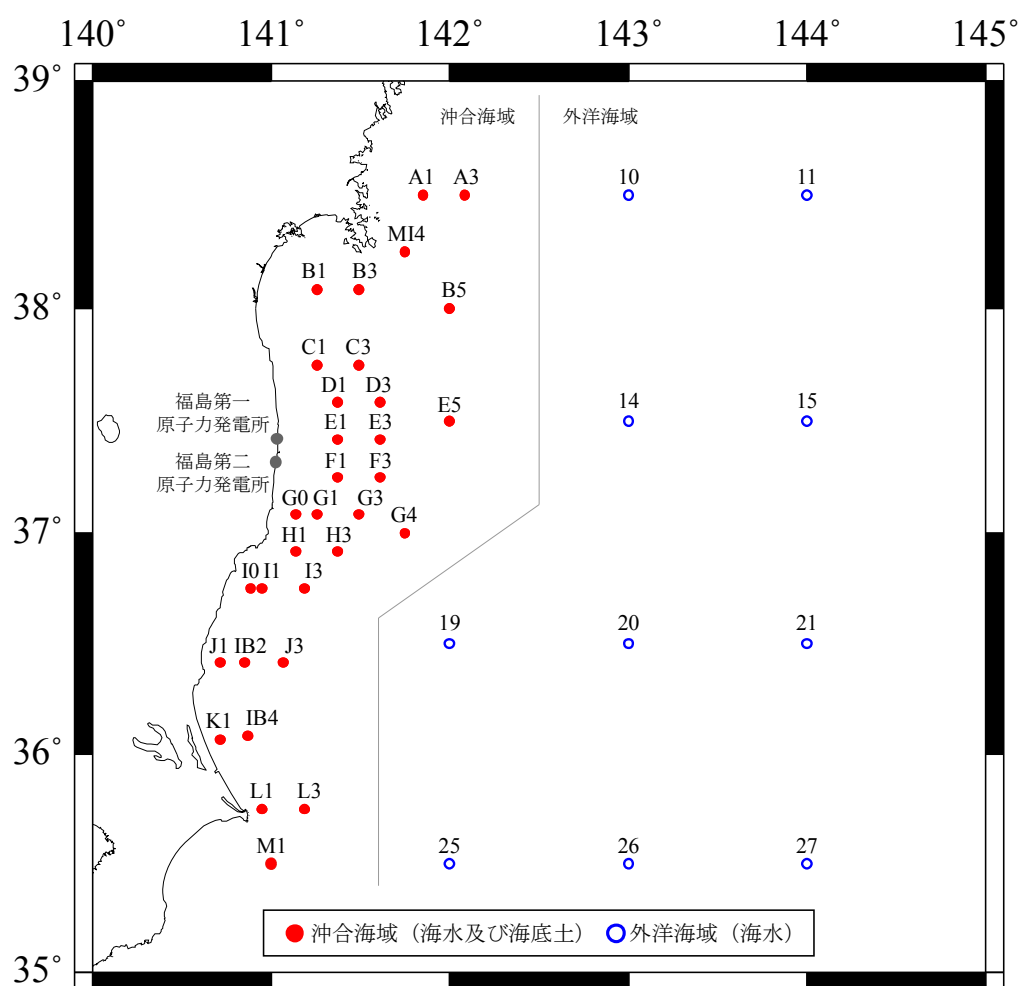
核燃料サイクル施設沖合海域の海底土・海水試料採取測点

別図4



東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング（近傍・沿岸海域）対象測点

別図 5



※図にはポイント名の頭の「M-」を省略して記載。

東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング（沖合海域，外洋海域）対象測点

別添 1

総合モニタリング計画

平成23年8月 2日 決定
平成24年3月15日 改定
平成24年4月 1日 改定
平成25年4月 1日 改定
平成26年4月 1日 改定
平成27年4月 1日 改定
平成28年4月 1日 改定
平成29年4月28日 改定

モニタリング調整会議

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波によって発生した東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）事故により大量の放射性物質が環境中に放出された。

このため、東電福島第一原発事故に係るきめ細かな放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）を確実に、かつ計画的に実施するため、政府は、原子力災害対策本部の下にモニタリング調整会議^注を設置し、本計画を策定した。これに基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携してモニタリングを実施することとした。

震災から約6年間、本計画に基づき実施したモニタリングにおいては測定結果に大きな変動はなくなってきている。しかしながら、東電福島第一原発の周辺地域などにおいては高い空間線量率や放射性物質濃度が観測されている。こうした結果も踏まえて、引き続き本計画に基づくモニタリングを実施し、測定結果等を公開する。

注 議長 : 環境大臣

副議長 : 環境副大臣又は環境大臣政務官

事務局長 : 原子力規制委員会原子力規制庁長官

構成員 : 警察庁警備局長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省大臣官房技術総括審議官、農林水産省農林水産技術会議事務局長、水産庁次長、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、気象庁次長、海上保安庁次長、環境省水・大気環境局長、防衛省統合幕僚監部総括官、関係自治体、関係原子力事業者、その他、議長が必要と認めた者

1. 目的

本計画は以下に示す項目に資することを目的とする。

- ① 人が居住している地域や場所を中心とした放射線量、放射性物質の分布状況の中長期的な把握
- ② 現在の周辺住民の被ばく（外部被ばく及び内部被ばく）線量及び今後予想される被ばく線量の推定
- ③ さまざまな被ばく状況に応じた、被ばく線量を低減させるために講じる除染をはじめとする方策の検討立案・評価
- ④ 将来の被ばくを可能な限り現実的に予測することによる、避難区域の変更・見直しに係る検討及び判断
- ⑤ 住民の健康管理や健康影響評価等の基礎資料の蓄積
- ⑥ 環境中に放出された放射性物質の拡散、沈着、移動・移行の状況の把握

関係府省、地方公共団体及び原子力事業者等は、これらの項目に必要なデータの収集に努めることとする。

モニタリングで得られたデータについては、今後、周辺住民の健康管理等の基礎資料として、長期にわたり、収集、蓄積するための体制を整備することにも留意することとする。

2. 役割分担

○基本的方針

原子力規制委員会：

- ・環境一般等のモニタリングの企画立案・実施、測定結果の分析・評価^注及びその集約・発信を行う。
- ・モニタリングの役割分担の調整、関係府省等への科学的・技術的な助言を行う。
- ・関係府省等が実施した測定結果の分析・評価^注の集約・発信を行う。

なお、原子力規制庁は原子力規制委員会の事務局としてその事務処理を行う。

原子力災害対策本部：

- ・関係府省等との協力による東電福島第一原発周辺のモニタリングの企画立案・実施、調整、測定結果の分析・評価^注を行う。
- ・福島県の行うモニタリングへの支援を行う。

関係府省：

- ・行政目的に沿ったモニタリングの企画立案・実施、測定結果の分析・評価^注及びその集約・発信を行う。
- ・他の関係機関への支援等を行う。

地方公共団体等：

- ・国や原子力事業者等との連携のもと、地域に根ざしたモニタリングを実施し、国や原子力事業者と一体的に測定結果の分析・評価^注の集約・発信を行う。

原子力事業者等：

- ・国のとりまとめのもと、地方公共団体とともにモニタリングを実施し、国や地方公共団体と一体的に測定結果の分析・評価^注の集約・発信を行う。

注 ここで「分析・評価」とはモニタリングデータの信頼性の確認を実施し、さらに異常値が検出された際には、その要因を解析すること等をいう。

○具体的なモニタリングの対応について

・関係府省、地方公共団体、原子力事業者等は以下のとおり、モニタリングに対応することとする。

モニタリングの対象等	情報集約・発信 (企画立案及び測定結果の分析・評価 の集約・発信等)	モニタリングの実施及び測定結果の分析・評価 又は支援 ※○は実施主体
環境一般（土壌、水、大気等）、 水環境（河川、湖沼・水源地、 地下水）、海域等	○原子力規制委員会（水環境について は環境省が情報集約）	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部 （関係府省、地方公共団体、原子力事業者が 参加） 上記以外における対応 ○原子力規制委員会 ○環境省 ○経済産業省 ○国土交通省 ○海上保安庁 ○地方公共団体 ○原子力事業者 農林水産省 ^{注1} 厚生労働省 防衛省 ^{注2} <航空、海域> 復興庁 ^{注3}
学校等	○原子力規制委員会 ○文部科学省	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部 （関係府省、地方公共団体、原子力事業者が参 加） 上記以外における対応 ○原子力規制委員会 ○地方公共団体 原子力災害対策本部 文部科学省 厚生労働省
港湾、空港、公園、下水道等	○原子力規制委員会（国土交通省から の情報提供も得つつ集約）	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部 （関係府省、地方公共団体、原子力事業者が 参加） 上記以外における対応 ○地方公共団体等 国土交通省
野生動植物、廃棄物	○環境省	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部 （関係府省、地方公共団体、原子力事業者が 参加）

		上記以外における対応 ○環境省 ○地方公共団体 原子力事業者 等
農地土壌、林野、牧草等	○農林水産省	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部 （関係府省、地方公共団体、原子力事業者が参加）
		上記以外における対応 ○農林水産省 ○地方公共団体
水道	○厚生労働省	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部 （関係府省、地方公共団体、原子力事業者が参加）
		上記以外における対応 ○地方公共団体 ○水道事業者 等
食品（農・林・畜・水産物等）	○厚生労働省	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部 （関係府省、地方公共団体、原子力事業者が参加）
		上記以外における対応 ○農林水産省 ○地方公共団体 国税庁 ^{注4} 等

注1 農林水産省（水産庁）は、食品の安全性を確保する観点から水産物のモニタリングを行っているところであるが、収集したモニタリングデータは環境モニタリングとしても活用できることから掲載するものとする。

注2 防衛省は、要請を受けて、必要に応じ関係省庁と連携し、航空機及び艦船を使用して支援を行うこととする。

注3 復興庁は、避難指示区域等のインフラの復旧等及び住民の帰還支援に係る総合調整等で、関係省庁と連携することとする。

注4 国税庁は、酒類の安全性の確保に関する事務を所掌している関係上、食品のモニタリングのうち、酒類に関するものについて、関係府省等と連携することとする。

3. 実施計画

1) 環境一般（土壌、水、大気等）、水環境、海域等のモニタリング計画

○東電福島第一原発周辺を中心とした陸域モニタリング

【福島県全域等を対象とした広域モニタリング】

<空間線量、積算線量等>

- ・福島県全域及び福島県近隣県（宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）に設置されている固定型・可搬型モニタリングポスト及び福島県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所、公園等、住民が集まる公的施設に設置されているリアルタイム線量測定システムの測定結果を、インターネットを通じて公開する。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、福島県及び近隣県）
- ・福島県全域において、サーベイメータ等による空間線量率の定点測定及び積算線量計による積算線量の定点測定を実施する。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県）
- ・東電福島第一原発から80km圏内について、空間線量率の変化を確認するため、当該地域において定期的に航空機モニタリングを実施し、空間線量率マップを作成する。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会）
- ・地上において空間線量率を面的に測定するため、自動車を利用した連続走行サーベイを実施し、空間線量率マップを作成する。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、福島県等）
- ・福島県内の公共施設等において、サーベイメータにより空間線量率を測定する。〔随時実施〕（福島県）

<大気浮遊じん>

- ・大気中に浮遊しているちり（大気浮遊じん）については、生活環境の測定に重点化してモニタリングを行う。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県）

<月間降下物等>

- ・月間降下物については、月に1回の頻度で、上水については年に1回の頻度で測定し、測定結果を公表する。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、福島県）

<環境土壌調査>

- ・土壌中の放射性物質濃度等を測定するとともに、地表面への放射性物質の沈着状況を測定し、土壌濃度マップを作成する。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県）

<指標植物>

- ・季節によらず年間を通じて採取可能な指標植物（松葉等）を特定し、その放射性物質の濃度を継続的に測定する。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県）

【避難指示区域等を対象とした詳細モニタリング】

- ・避難指示区域等を対象に、以下のモニタリングを順次実施する。また、必要に応じて、追加のモニタリングを順次実施する。〔①は定期的に実施、②は必要に応じ随時実施〕（原子力災害対策本部、復興庁、関係府省、原子力事業者）

① 走行サーベイを活用した空間線量率の詳細な面的モニタリング

② 広域インフラの復旧作業に資する詳細モニタリング

- ・住民の帰還、居住再開、復興を支援するため、以下のモニタリングを地元のニーズを踏まえつつ順次実施する。また、住民の帰還に向けて精密な線量マップを作成する。モニタリングの実施体制については、原子力災害対策本部と原子力規制委員会を中心に、地元ニーズの内容に応じて、関係府省、福島県、原子力事業者が連携する体制を構築することとする。〔随時実施〕（原子力災害対策本部、原子力規制委員会、復興庁、関係府省、福島県、原子力事業者等）

- ① 対象区域内に設置されている幼稚園、学校、病院等の各主要施設の空間線量率のモニタリング
- ② 住民の生活圏における走行サーベイ、無人ヘリ等を活用した空間線量率の面的なモニタリング
- ③ 地方公共団体の要望に応じたモニタリング
- ④ 除染の進捗状況を踏まえた空間線量率の測定

○水環境（河川、湖沼・水源地、地下水）のモニタリング

- ・福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、沿岸の環境基準点等において、水質、底質、環境試料（土壌、水生生物（水生生物については、福島県内を中心に実施））の放射性物質の濃度及び空間線量率の測定を行う。また、特に、福島県内の河川、湖沼・水源地及び沿岸の水質、底質の放射性物質の濃度、並びに、海水浴場及び湖水浴場における空間線量率や海水等に含まれる放射性物質の濃度については、より集中的に測定を行う。〔定期的に実施、ただし、福島県内の海水浴場及び湖水浴場のモニタリングについて、開設時期の前後に実施〕（環境省、福島県）
- ・福島県並びに近隣県の地下水について、放射性物質の濃度の測定を行う。特に、福島県内の地下水については、より集中的に、放射性物質の濃度の測定を実施する。また、特に、福島県内の飲用井戸について、井戸水に含まれる放射性物質の濃度の測定を実施する。〔定期的に実施〕（環境省、福島県）

○海域モニタリング

- ・別紙「海域モニタリングの進め方」に沿ってモニタリングを行う。（原子力規制委員会、水産庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、福島県、原子力事業者）

○全国的なモニタリング

<空間線量率>

- ・環境放射能水準調査において各都道府県に設置されている全てのモニタリングポストの測定結果をインターネットを通じてリアルタイムで公開する。併せて、平成 23 年 3 月 11 日以前から設置しているモニタリングポスト近傍の地上 1 m 高さの空間線量率についても、過去の実績を基に推計値を算出し、リアルタイムで公表する（また、推計値の妥当性を確認するため、月に 1 回、サーベイメータによる地上 1 m 高さの空間線量率を実測し公表する）〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、地方公共団体）
- ・福島県近隣県で空間線量率が比較的高い地域について、空間線量率の変化を確認するため、航空機モニタリングを実施する（実施にあたっては、積雪状況に考慮）。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会）

<月間降下物等>

- ・月間降下物については、月に 1 回の頻度で、上水については年に 1 回の頻度で測定し、測定結果を公表する。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、地方公共団体）

○その他

<新たに発生した課題に対応するためのモニタリング>

- ・住民の被ばく低減等を図る観点から、継続的または緊急的にモニタリングを行う必要性の高いものが新たに判明した場合には、関係の産業、学校等を所管する行政機関等が連携して必要な取り組みを進めることとする。〔必要に応じて実施〕（業を所管する行政機関）

2) 学校等（学校、保育所等）のモニタリング計画

＜校庭等の空間線量率の測定＞

- ・福島県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所、公園等、住民が集まる公的施設に設置されているリアルタイム線量測定システムの測定結果を、インターネットを通じて公開する。（再掲）〔定期的に実施〕（原子力規制委員会）
- ・福島県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所等を対象に、年に一度、校庭等の空間線量率を測定する。〔定期的に実施〕（福島県）
- ・福島県内の児童福祉施設等における空間線量率を測定する。〔随時実施〕（福島県）

＜屋外プールの水の放射性物質の濃度の測定＞

- ・福島県内の学校等において、屋外プールの水の放射性物質の濃度の調査を実施する。〔随時実施〕（福島県）

＜学校等の給食の放射性物質の濃度の測定＞

- ・学校給食の食材検査を実施する。〔随時実施〕（文部科学省（結果のとりまとめ）、地方公共団体）
- ・児童福祉施設等の給食について、放射性物質を測定するための検査を実施する。（地方公共団体）

3) 港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング計画

＜下水汚泥の測定＞

- ・関係地方公共団体における下水汚泥等に含まれる放射性物質の濃度を測定し、把握する。〔随時実施〕（国土交通省（結果のとりまとめ）、地方公共団体）

＜港湾の大気、海水モニタリング＞

- ・東北・関東地方の港湾において、大気中の空間線量率や、海水中の放射性物質の濃度を測定する。〔随時実施〕（国土交通省（結果のとりまとめ）、地方公共団体等）

＜空港の測定＞

- ・各主要空港近傍の測定地点における空間線量率を測定する。〔随時実施〕（国土交通省（結果のとりまとめ）、空港管理会社等）

＜都市公園等の測定＞

- ・福島県内の都市公園等における空間線量率を測定する。〔随時実施〕（福島県）

＜観光地の測定＞

- ・福島県内の観光地（観光施設・山地・自然・道の駅）における空間線量率を測定する。〔随時実施〕（福島県）

4) 野生動植物、廃棄物のモニタリング計画

○野生動植物のモニタリング

- ・自然生態系への放射線影響の把握に資するために指標となる野生動植物の採取・分析を実施する。〔随時実施〕（環境省）
- ・福島県並びに近隣県において、食用に供されることの多い主な狩猟鳥獣等の放射性物質の濃度の測定を

行う。〔随時実施〕（福島県及び近隣県）

○廃棄物のモニタリング

- ・放射性物質汚染対処特措法に基づき、水道施設等における廃棄物の調査、廃棄物焼却施設等の排ガス・排水、及び、最終処分場の地下水・放流水の放射性物質の濃度の測定、並びに、廃棄物焼却施設・最終処分場等の敷地境界における空間線量率の測定を実施する。〔定期的に実施〕（環境省、地方公共団体、事業者等）

5) 農地土壌、林野、牧草等のモニタリング計画

＜農地土壌モニタリング＞

- ・農地土壌については、放射性物質の濃度の推移の把握やその移行特性の解明を行う。〔随時実施〕（農林水産省）

＜林野、牧草等のモニタリング＞

- ・林野については、福島県内に設定した試験地において、森林土壌、枝、葉、樹皮及び木材中の放射性物質の濃度の測定を行う。〔定期的に実施〕（林野庁）
- ・関係県の牧草等について放射性物質の濃度の測定を実施する。〔随時実施〕（農林水産省（結果取りまとめ）、地方公共団体）
- ・福島県において、ため池等の放射性物質の濃度の測定を行う。〔随時実施〕（農林水産省）

6) 水道のモニタリング計画

- ・関係都県毎に、浄水場の浄水及び取水地域の原水に関して、水道事業の採水場所を設定し、そこで採取した水について検査を実施する。福島県内については、水源別に水道水における放射性物質の濃度の測定を実施する。〔当面随時実施〕（厚生労働省（検査の方針策定、結果のとりまとめ）、原子力災害対策本部、地方公共団体）

7) 食品（農・林・畜・水産物等）のモニタリング計画¹

＜各都道府県等における食品のモニタリング＞

- ・検査結果等を踏まえ、必要に応じ検査計画のガイドラインを改正する。（原子力災害対策本部（関係省庁が連携））
- ・検査計画のガイドラインに基づき検査対象品目・検査対象地域を定めて計画的に検査を実施することで食品のモニタリングを実施する。（厚生労働省（結果とりまとめ）、関係地方公共団体）。

＜食品中の放射性物質濃度の調査＞

- ・食品摂取を通じた実際の被ばく線量の把握に資するため、福島県は、関係機関の協力を得て、数年を視野に入れて食品中の放射性物質濃度の詳細な調査を実施する。〔随時実施〕（福島県（関係機関が協力））
- ・国は、福島県を含む各地において、食品摂取を通じた実際の被ばく線量の推計調査に資する食品中の放射性物質濃度の調査を、継続的に実施する。〔随時実施〕（厚生労働省）

¹ 法に基づく食品などの検査と環境モニタリングでは考慮すべき点が異なることに留意する。

4. 留意事項

- (a) 関係機関においては、自ら行ったモニタリングの結果について、その利活用に資するため、継続的に蓄積・整理を行うとともに、それらをウェブサイト上に公開、随時更新することとする。特に、原子力規制委員会においては、関係機関のウェブサイトへのリンクを含め、モニタリング情報をとりまとめたウェブサイトを活用するとともに、モニタリング結果及びその活用に必要な各種の付帯情報（詳細な測定条件、個別の分析の検出下限値、気象条件等）の集約・蓄積を図り、信頼性があるデータベースの構築・公表を行う。
- (b) 関係機関においては、モニタリングの目的や地元のニーズ等を踏まえ、必要に応じて、モニタリングにおける測定調査の検出下限値や頻度、測定範囲の見直しを検討する。
- (c) 関係機関においては、目的に応じ、測定・採取方法の共通化、測定機器の校正など、測定の標準化に努めることとする。また、分析機関のクロスチェックについても、個々のモニタリングにおけるその必要性を精査した上で、必要に応じて、その実施を検討する。
- (d) 関係機関は、モニタリングの実施計画の企画立案、実施、分析、検証、結果の情報発信を行うにあたって、専門家の知見の活用に努めることとする。また、その際には、より適切なモニタリングの実施やその結果の活用・発信に資するため、各モニタリングの目的や対象を踏まえ、必要に応じて、複数の分野の専門家の知見を活用することとする。
- (e) 本計画は、関係府省及び地方公共団体がそれぞれ行政目的に即して実施しているモニタリングの実施体制や内容を変更するものではなく、これまで行政目的に即して関係府省、地方公共団体及び原子力事業者等が連携して進めているモニタリングについては、円滑かつ迅速に実施するよう十分配慮する。

海域モニタリングの進め方

1 実施内容

海水、海底土及び海洋生物の実施内容と総合モニタリング計画の関係は、以下のとおりである。

表 1：海域モニタリングの実施内容

試料	海域モニタリングの実施内容	総合モニタリング計画内の該当する目的
海水	放射性セシウムを中心とする放射性物質濃度の把握	⑥
海底土※	放射性セシウムを中心とする放射性物質の分布状況、経時的な移動の様子の把握	⑥
海洋生物	放射性物質濃度とその経時変化の把握	②、③、⑤、⑥

※ … 土質の定性的な性状は必要に応じて把握する。

2 実施体制

原子力規制委員会、水産庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、福島県、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）、研究機関、関係自治体、漁業協同組合等が連携して実施する。

3 実施海域

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）の周辺の以下の海域及び東京湾で実施する。

（１）近傍海域：東電福島第一原発近傍で監視が必要な海域

※ ２号機排気筒と３号機排気筒の中間地点から概ね 3km の海域

（２）沿岸海域：青森県（一部）・岩手県から宮城県、福島県、茨城県の海岸線から概ね 30km 以内の海域（河口域を含み、近傍海域を除く）

（３）沖合海域：海岸線から概ね 30～90km の海域

（４）外洋海域：海岸線から概ね 90km 以遠の海域

（５）東京湾：河川からの放射性物質の流入・蓄積が特に懸念される閉鎖性海域である東京湾

4 実施計画

Cs-134 及び Cs-137 を分析し、適宜その他の核種についても分析を行う。

4-1 海水

東電福島第一原発から漏えい等があった場合等には、必要に応じて東京電力、関係省庁が連携して、漏えい等の状況に応じた適切なモニタリングを実施することとする。

(1) 近傍海域

表2のとおり、モニタリングを実施する。

また、東京電力が海水を連続的に測定する設備を設置し、実施計画を見直すこととする。

表2：近傍海域の海水モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/L)	分析頻度	採取深度※1	実施機関
T-1、T-2 (図3参照)	Cs-134	1	1回/日	表層	東京電力
	Cs-137	1×10^{-3}	1回/週		
	I-131	1	1回/日		
	H-3	3	1回/週		
	Sr-90	1×10^{-3}	1回/月		
	Pu-238※2 Pu-239+240※3	1×10^{-5}	1回/6ヶ月		
T-0-1、T-0-2 T-0-3、T-0-1A T-0-3A (図3参照)	Cs-134	1	1回/週	表層	東京電力
	Cs-137			表層	
	H-3	3	1回/週	表層	
M-101、M-102、 M-103、M-104 (図3参照)	Cs-134	1×10^{-3}	1回/月	表層	原子力規制 委員会
	Cs-137			表層	
	H-3	4×10^{-1}	1回/月	表層	
	Sr-90	1×10^{-3}		表層	
F-P01、F-P02、 F-P03、F-P04 (図3参照)	Cs-134	1×10^{-3}	1回/月	表層	福島県
	Cs-137				
	H-3	1			
	Sr-90	1×10^{-3}			
	Pu-238 Pu-239+240	1×10^{-5}			

※1… 表層：海面～2m程度

※2… Pu-238が検出された場合、U-234、U-235、U-238、Am-241、Cm-242及びCm-243+244※4も分析する。

※3… Pu-239+240は $^{239+240}\text{Pu}$ であり、以後の表記も同様である。

※4… Cm-243+244は $^{243+244}\text{Cm}$ であり、以後の表記も同様である。

※… 海水の放射性物質濃度の目安を調査するため、必要に応じて全βを測定する。

(2) 沿岸海域

表3のとおり、モニタリングを実施する。

表3：沿岸海域の海水モニタリング

地域及び採取ポイント		核種	検出下限値 (Bq/L)	分析頻度	採取深度※ ¹	実施機関
岩手県	E-31、E-32 (図 1 参照)	Cs-134 Cs-137	1	1 回／6 ヶ月	表層・底層	環境省
宮城県	T-MG0、T-MG1、 T-MG2、T-MG3、 T-MG4、T-MG5、 T-MG6 (図 1 参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^{-3}	1 回／月	表層・底層	東京電力
	E-41、E-42、E-43、 E-44、E-45、E-46、 E-47、E-48、E-49、 E-4A、E-4B、E-4C (図 1 参照)	Cs-134 Cs-137	1	1 回／1～6 ヶ月	表層・底層	環境省
福島県	T-3、T-6 (図 4 参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^{-3}	1 回／週	表層	東京電力
		H-3	4×10^{-1}	2 回／月	表層	
	T-5、T-D1、T-D5、 T-D9 (図 4 参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^{-3}	1 回／週	表層・底層	東京電力
		H-3	4×10^{-1}	2 回／月	表層	
		Sr-90	1×10^{-3}	1 回／月		
		Pu-238 Pu-239+240	1×10^{-5}	1 回／6 ヶ月		
	T-4※ ² 、T-11、T-14 (図 4 参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^{-3}	1 回／週	表層・底層	東京電力
	T-S1、T-S3、T-S4、 T-S5、T-S7、T-S8、 T-B1、T-B2、T-B3、 T-B4、T-13-1、 T-7、T-18、T-12、 T-17-1、T-20、 T-22、T-MA、T-M10 (図 2、 4 参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^{-3}	1 回／月	表層・底層	東京電力
	E-71、E-72、E-73、 E-74、E-75、E-76、 E-77、E-78、E-79、 E-7A、E-7B、E-7F、 E-7G、E-7H、E-7I (図 2、 4 参照)	Cs-134 Cs-137	1	1 回／1～2 ヶ月	表層・底層	環境省
F-P05、F-P06 (図 4 参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^{-3}	1 回／月	表層	福島県	
	H-3	1				

		Sr-90	1×10^{-3}	1 回／月	表層～7m 程度の範囲	
		Pu-238 Pu-239+240	1×10^{-5}			
	福島沿岸（漁港、磯根漁場、浅海漁場）で 31 箇所（図 2 参照）	Cs-134 Cs-137 ^{※3}	1			
茨城県	T-A、T-B、T-C、T-D、T-E、T-Z（図 5、6 参照）	Cs-134 Cs-137	$1^{※4}$	1 回／月	表層・底層	東京電力
	E-81、E-82、E-83、E-84、E-85（図 5、6 参照）	Cs-134 Cs-137	1	1 回／3～4 ヶ月	表層・底層	環境省

※ 1 … 表層：海面～3m 程度、底層：海底～5m 程度

※ 2 … T-4 は水深が浅いため表層のみ実施する。

※ 3 … 一部の地点で H-3 を測定する。

※ 4 … 1×10^{-3} Bq/L に変更予定あり。

※ … 海水の放射性物質濃度の目安を調査するため、必要に応じて全 β を測定する。

（３）沖合海域

表の 4 のとおり、モニタリングを実施する。

表 4：沖合海域の海水モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/L)	分析頻度	採取深度	実施機関
M-A1、M-A3、M-MI4、M-B1、M-B3、M-B5、M-C1、M-C3、M-D1、M-D3、M-E1、M-E3、M-E5、M-F1、M-F3、M-G0、M-G1、M-G3、M-G4、M-H1、M-H3、M-I0、M-I1、M-I3、M-J1、M-IB2、M-J3、M-K1、M-IB4、M-L1、M-L3、M-M1（図 1、2、5、6 参照）	Cs-134 Cs-137 ^{※1}	1×10^{-3}	1 回／3 ヶ月	表層（海面～2m 程度）・ 中層 ^{※2} ・底層（海底～40m 程度）	原子力規制委員会

※ 1 … 一部の地点では、これまでの継続性を考慮し、Sr-90、H-3 も測定する。

※ 2 … 一部の地点において、水深に応じて深度 100m または 50m にて採取する。

※ … 海水の放射性物質濃度の目安を調査するため、必要に応じて全 β を測定する。

(4) 外洋海域

表5のとおり、モニタリングを実施する。

表5：外洋海域の海水モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/L)	分析頻度	採取深度	実施機関
M-10、M-11、M-14、M-15、 M-19、M-20、M-21、M-25、 M-26、M-27 (図7参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^{-3}	1回／6ヶ月	表層(海面～2m程度)並びに海面から100、200、300及び500m程度	原子力規制委員会
K-1、K-2、K-3、K-4 (図8参照)	Cs-134 Cs-137 Sr-90	1×10^{-3}	1回／年	表層(海面～2m程度)並びに海面から800m程度	海上保安庁

(5) 東京湾

表6のとおり、モニタリングを実施する。

表6：東京湾の海水モニタリング

採取ポイント		核種	検出下限値 (Bq/L)	分析頻度	採取深度※ ¹	実施機関※ ²
河口域	E-T1、E-T2、E-T3、 E-T4、E-T5、E-T6、 E-T7、E-T8 (図9参照)	Cs-134 Cs-137	1	4～7回／年	表層・底層	環境省
	E-T1、E-T2、E-T3、 E-T4 (図9参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^{-3}	1回／年	表層	原子力規制委員会
湾央	K-T1、K-T2 (図9参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^{-3}	6回／年	表層	原子力規制委員会
	M-C6、M-C9 (図9参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^{-3}	1回／年	表層	原子力規制委員会
湾口中央付近	KK-U1 (図9参照)	Cs-134 Cs-137	5	1回／月	表層	国土交通省
		Cs-134 Cs-137	1×10^{-3}	1回／年	表層	原子力規制委員会

※1 … 表層：海面～2m程度、底層：海底～2m程度

※2 … モニタリングの実施に当たっては、可能な範囲で関係自治体の協力を得て実施する。

4-2 海底土

(1) 近傍海域

表7のとおり、モニタリングを実施する。

表7：近傍海域の海底土モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/kg 乾土)	分析頻度	実施機関
T-1、T-2 (図3参照)	Cs-134 Cs-137	1	1回/月	東京電力
	Sr-90	2	1回/2ヶ月	
	Pu-238※ ¹ Pu-239+240	3×10^{-2}	1回/6ヶ月	
F-P01、F-P02、 F-P03、F-P04 (図3参照)	Cs-134 Cs-137	1	1回/3ヶ月	福島県
	Sr-90	2×10^{-1}		
	Pu-238 Pu-239+240	2×10^{-2}		

※1 … Pu-238 が検出された場合、U-234、U-235、U-238、Am-241、Cm-242 及び Cm-243+244 も分析する。

(2) 沿岸海域

表8のとおり、モニタリングを実施する。

表8：沿岸海域の海底土モニタリング

地域及び採取ポイント		核種	検出下限値 (Bq/kg 乾土)	分析頻度	実施機関
岩手県	E-37、E-38、E-39、E-3A (図1参照)	Cs-134 Cs-137	1	1回/年	環境省
	E-31、E-32 (図1参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^1	1回/6ヶ月	環境省
宮城県	E-4F、E-4G、E-4H、E-4I、 E-4J、E-4K、E-4L、E-4M (図1参照)	Cs-134 Cs-137	1	1回/年	環境省
	E-41、E-42、E-43、E-44、 E-45、E-46、E-47、E-48、 E-49、E-4A、E-4B、E-4C (図1参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^1	1回/1~6ヶ月	環境省
福島県	T-3、T-4、T-5、T-11、T-14、 T-B1、T-B2、T-B3、T-B4、 T-D1、T-D5、T-D9、T-S1、 T-S3、T-S4、T-S5、T-S7、 T-S8、T-①、T-②、T-③、 T-④、T-⑤、T-⑥、T-⑦、	Cs-134 Cs-137	1	1回/月	東京電力

	T-⑧、T-⑨、T-⑩、T-⑪、 T-⑫、T-⑬ (図2、4参照)				
	T-7、T-12、T-13-1、 T-17-1、T-18、T-20、T-22、 T-M10、T-MA (図2、4参照)	Cs-134 Cs-137	1	1回/2ヶ月	東京電力
	E-7C、E-7D、E-7E、E-7F、 E-7G、E-7H (図2参照)	Cs-134 Cs-137	1	1回/年	環境省
	E-71、E-72、E-73、E-74、 E-75、E-76、E-77、E-78、 E-79、E-7A、E-7B、E-7F、 E-7G、E-7H、E-7I (図2、4参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^1	1回/1~2ヶ月	環境省
		Sr-90	1	2回/年	
	F-P05、F-P06 (図4参照)	Cs-134 Cs-137	1	1回/3ヶ月	福島県
		Sr-90	2×10^{-1}		
		Pu-238 Pu-239+240	2×10^{-2}		
	福島沿岸（海底）で42 箇所（図2参照）	Cs-134 Cs-137	1×10^1	1回/月～ 2回/年	
茨城県	E-81、E-82、E-83、E-84、 E-85 (図5、6参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^1	1回/3~4ヶ月	環境省

(3) 沖合海域

表9のとおり、モニタリングを実施する。

表9：沖合海域の海底土モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/kg 乾土)	分析頻度	実施機関
M-A1、M-A3、M-MI4、M-B1、M-B3、 M-B5、M-C1、M-C3、M-D1、M-D3、 M-E1、M-E3、M-E5、M-F1、M-F3、 M-G0、M-G1、M-G3、M-G4、M-H1、 M-H3、M-I0、M-I1、M-I3、M-J1、 M-IB2、M-J3、M-K1、M-IB4、M-L1、 M-L3、M-M1 (図1、2、5、6参照)	Cs-134 Cs-137※1	1	1回/3ヶ月	原子力規制 委員会

※1 … これまでの調査で Cs-134 及び Cs-137 の濃度が比較的高かった地点等、一部においては、Sr-90、Pu-238、Pu-239+240、Am-241、Cm-242 及び Cm-243+244 も分析する（それぞれの検出下限値は、Sr-90： 1×10^{-1} Bq/kg 乾土、Pu-238 及び Pu-239+240： 1×10^{-2} Bq/kg 乾土、Am-241： 2×10^{-2} Bq/kg 乾土、Cm-242 及び Cm-243+244： 1×10^{-2} Bq/kg 乾土）

(4) 外洋海域

採泥は行わない。

(5) 東京湾

表 10 のとおり、モニタリングを実施する。

表 10：東京湾の海底土モニタリング

採取ポイント		核種	検出下限値 (Bq/kg 乾土)	分析頻度	実施機関
河口域	E-T1、E-T2、E-T3、E-T4、 E-T5、E-T6、E-T7、E-T8 (図 9 参照)	Cs-134 Cs-137	1×10^1	4～7 回／年	環境省
	M-C1、M-C3、M-C4、M-C7、 M-C8、M-C10、C-P1、C-P2、 C-P3、C-P4、C-P5、C-P8 (図 9 参照)	Cs-134 Cs-137	1	1 回／3 ヶ月	原子力規制 委員会
湾央	K-T1、K-T2 (図 9 参照)	Cs-134 Cs-137	1	6 回／年	原子力規制 委員会
	M-C2、M-C5、M-C6、M-C9 (図 9 参照)	Cs-134 Cs-137	1	1 回／3 ヶ月	原子力規制 委員会

4-3 海洋生物のモニタリング

これまでのモニタリング結果を考慮し、福島県の海域を中心として、海洋生物のモニタリングを表 11 のとおり、実施する。

表 11：海洋生物のモニタリング

対象海域	対象	核種	検出下限値 (湿重量)	分析頻度	実施機関
沿岸海域	魚介類	Cs-134 Cs-137※1	1×10^1	1 回／月	東京電力
沿岸海域 沖合海域 外洋海域	水産物	Cs-134 Cs-137	1×10^1	1 回／週※2	水産庁※3
沿岸海域	魚介類、餌生物等 海洋生物※4	Cs-134 Cs-137※1	$1 \times 10^{-3} \sim 1 \times 10^{-2}$	1 回／3～4 ヶ月	環境省

※1 … 必要に応じ、Sr-90 も測定する（検出下限値は、 2×10^{-2} Bq/kg（湿重量））。

※2 … 対象品目・自治体によっては、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定することが出来る。

※3 … 水産庁は、食品の安全性を確保する観点から水産物のモニタリングを行っているところであるが、収集したモニタリングデータは環境モニタリングデータとしても活用できることから掲載する。

※4 … 餌生物は、食物連鎖による放射性物質の魚介類への生物濃縮のメカニズム調査に活用できるようモニタリングを実施する。

※ … 表 11 に示す対象の測定部位については、測定機関に一任する。

5 その他

- ・海水については、特に東電福島第一原発からの汚染水の漏えいを監視するためのモニタリングも実施する。
- ・各実施機関は表 2 ～ 1 1 にある検出下限値を目標とし、放射性物質濃度を測定する。

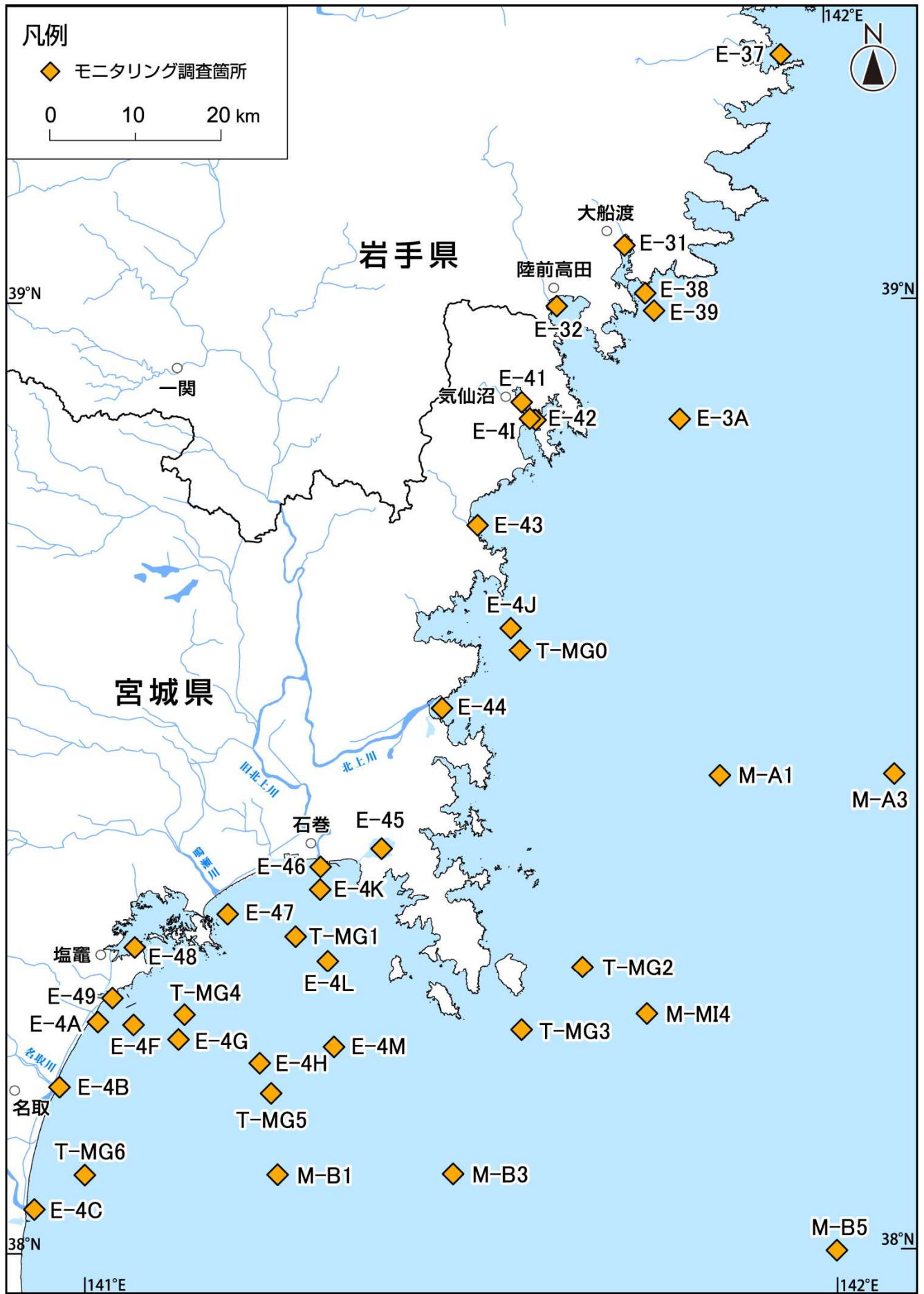


図1

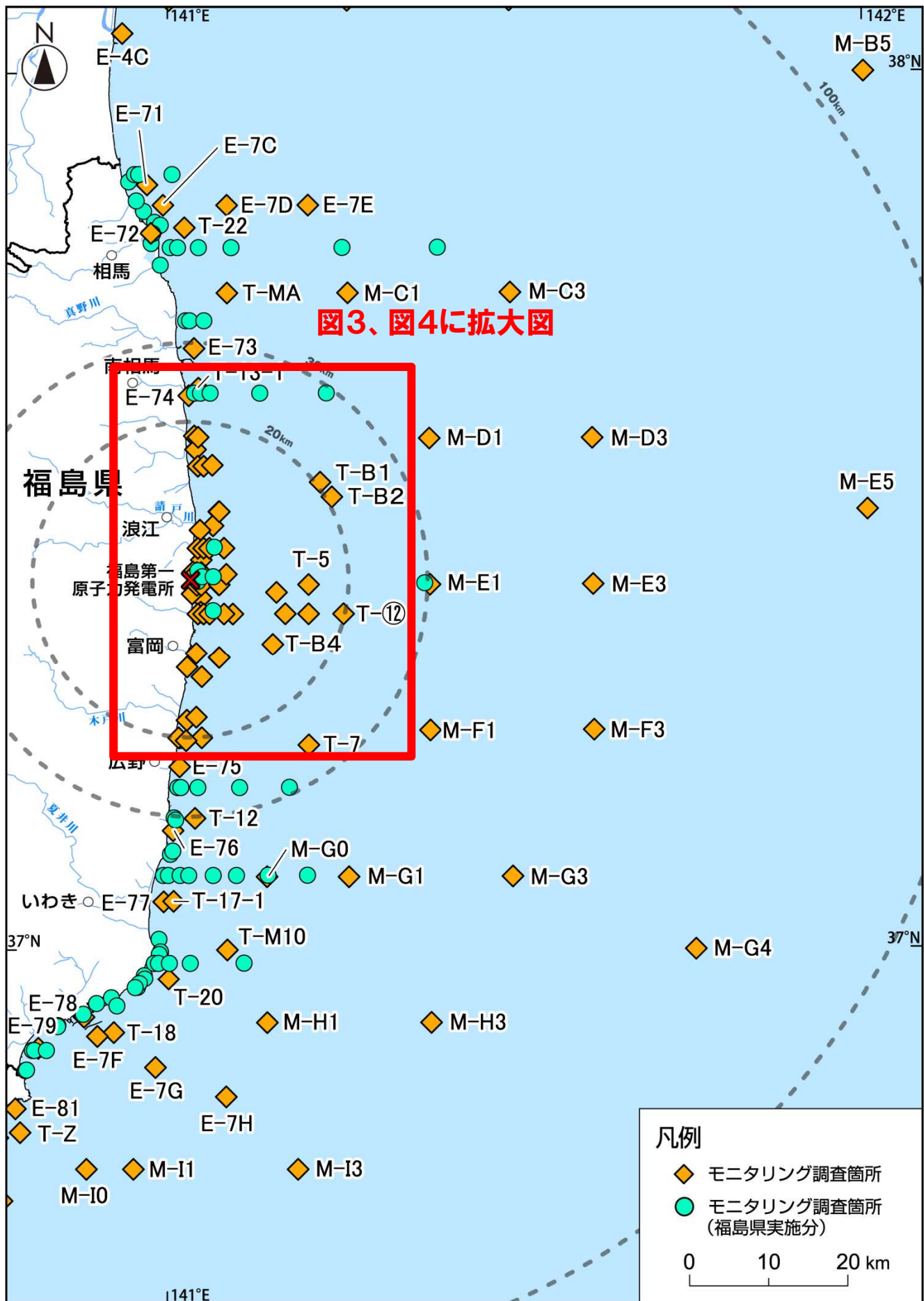
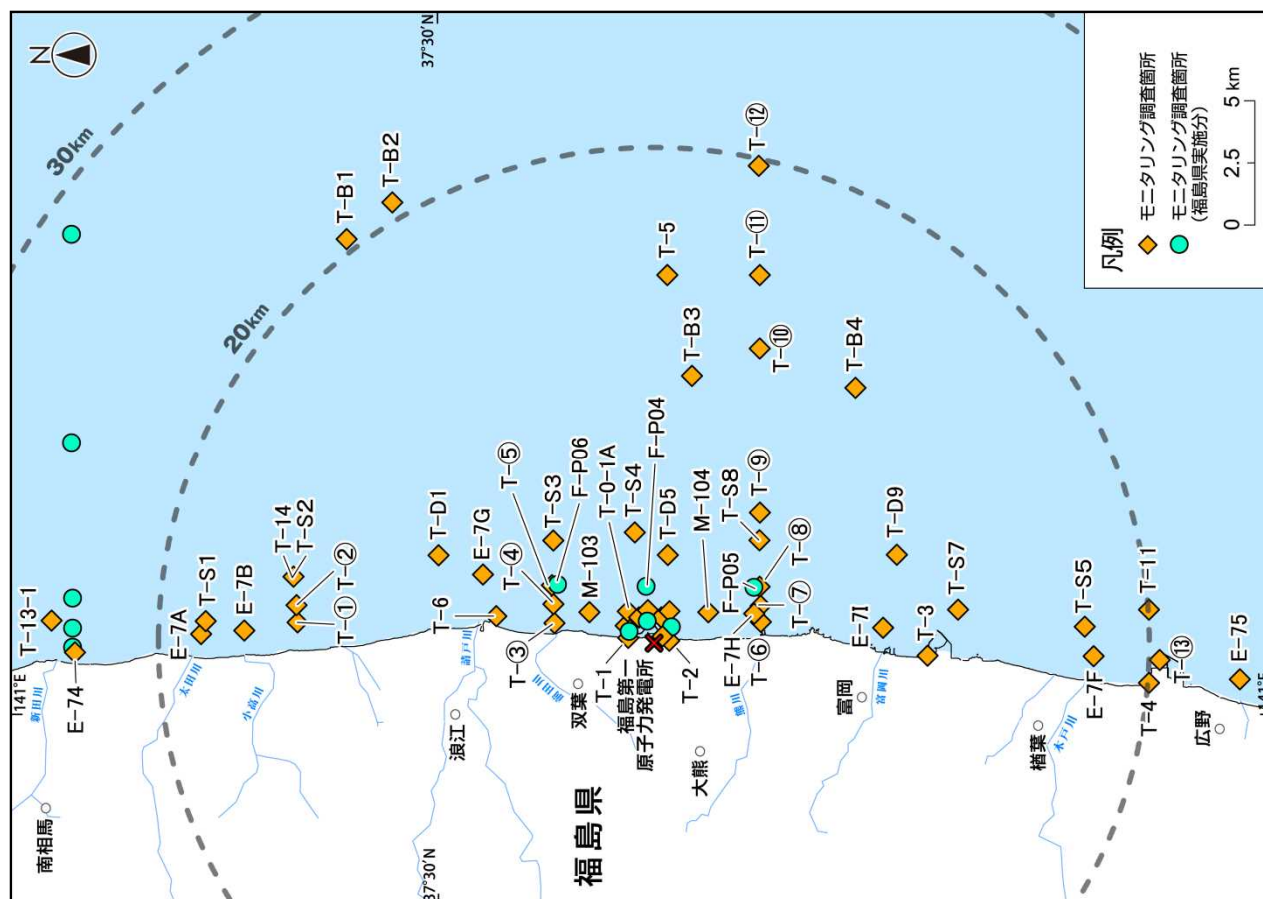
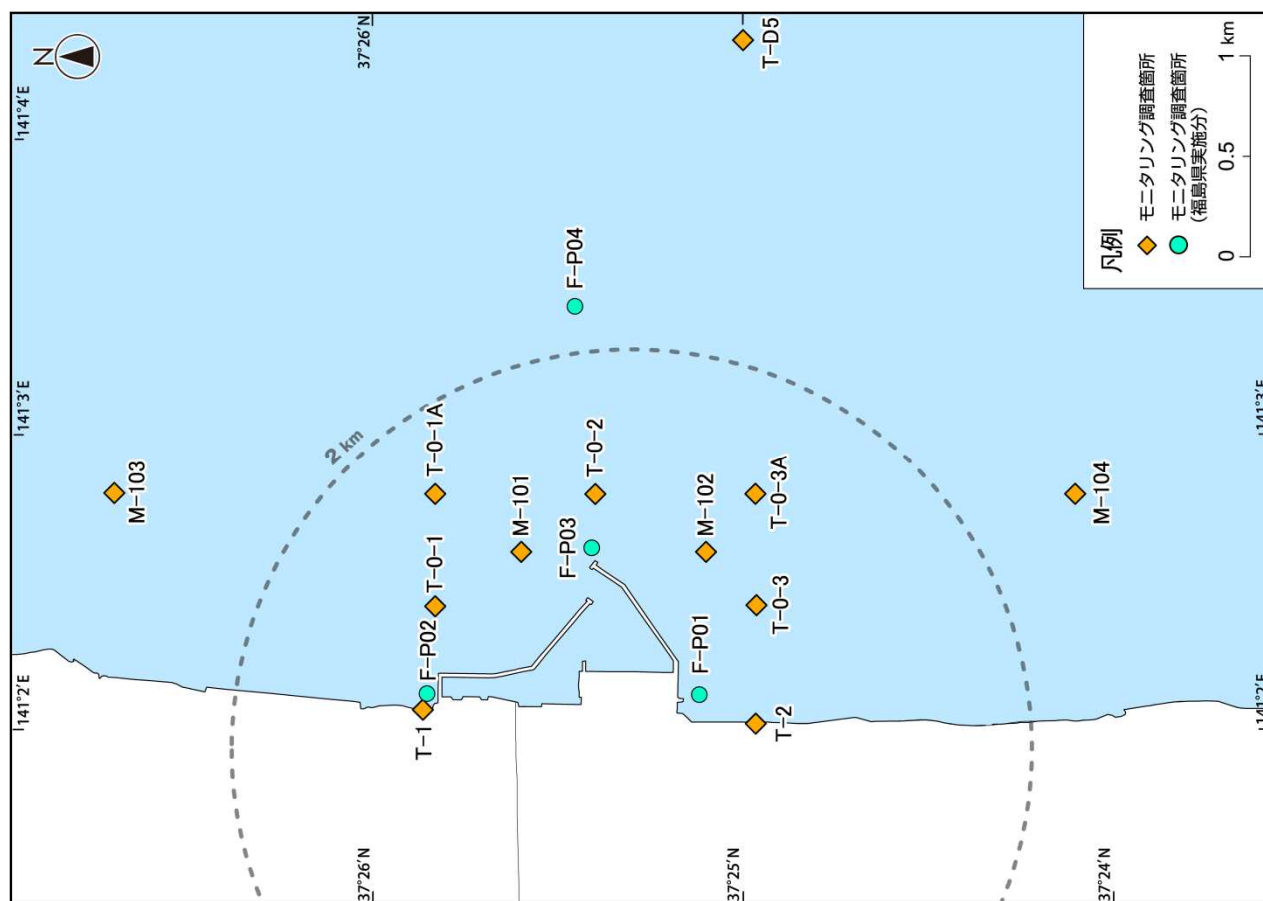


図2



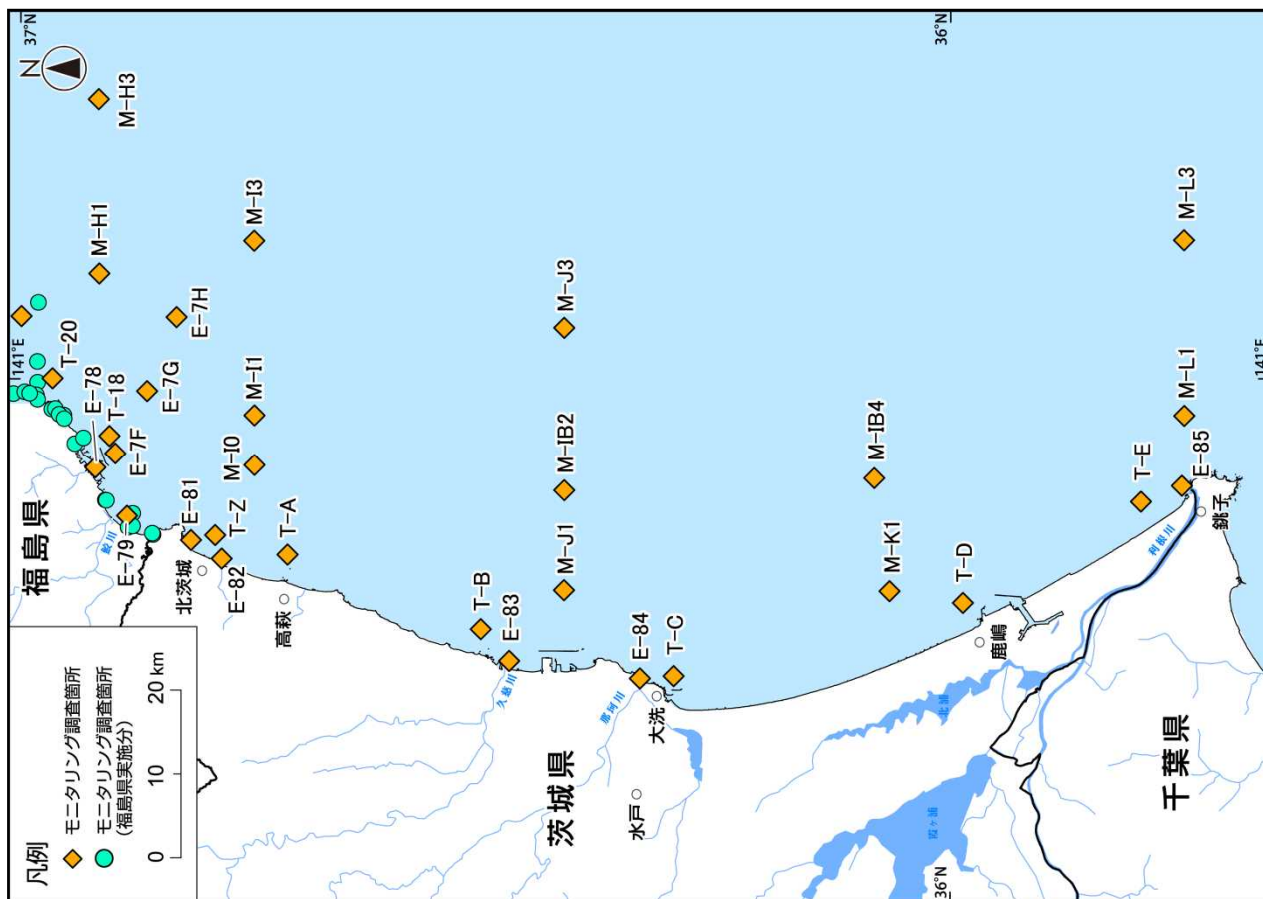


図5

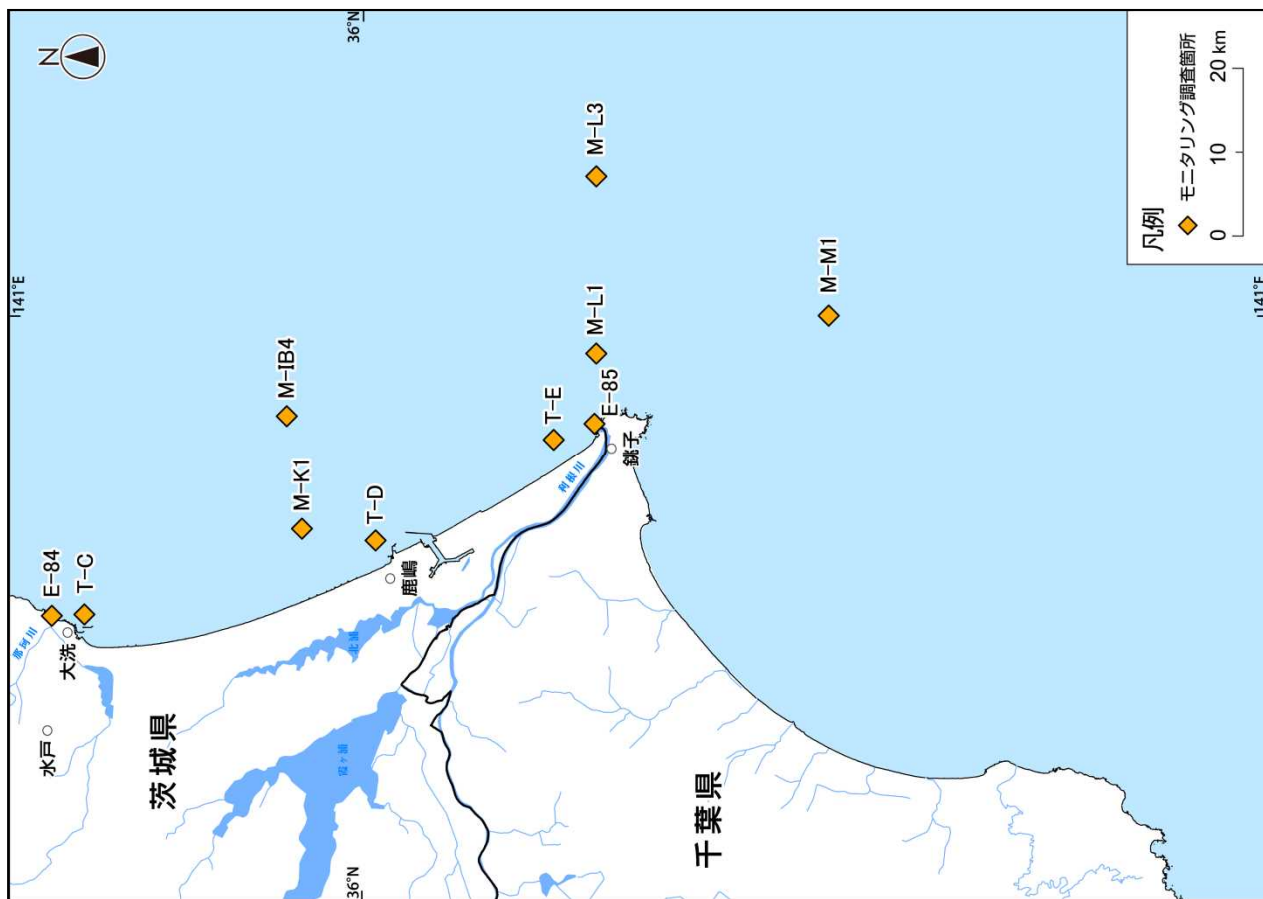


図6

外洋海域のサンプリングポイント

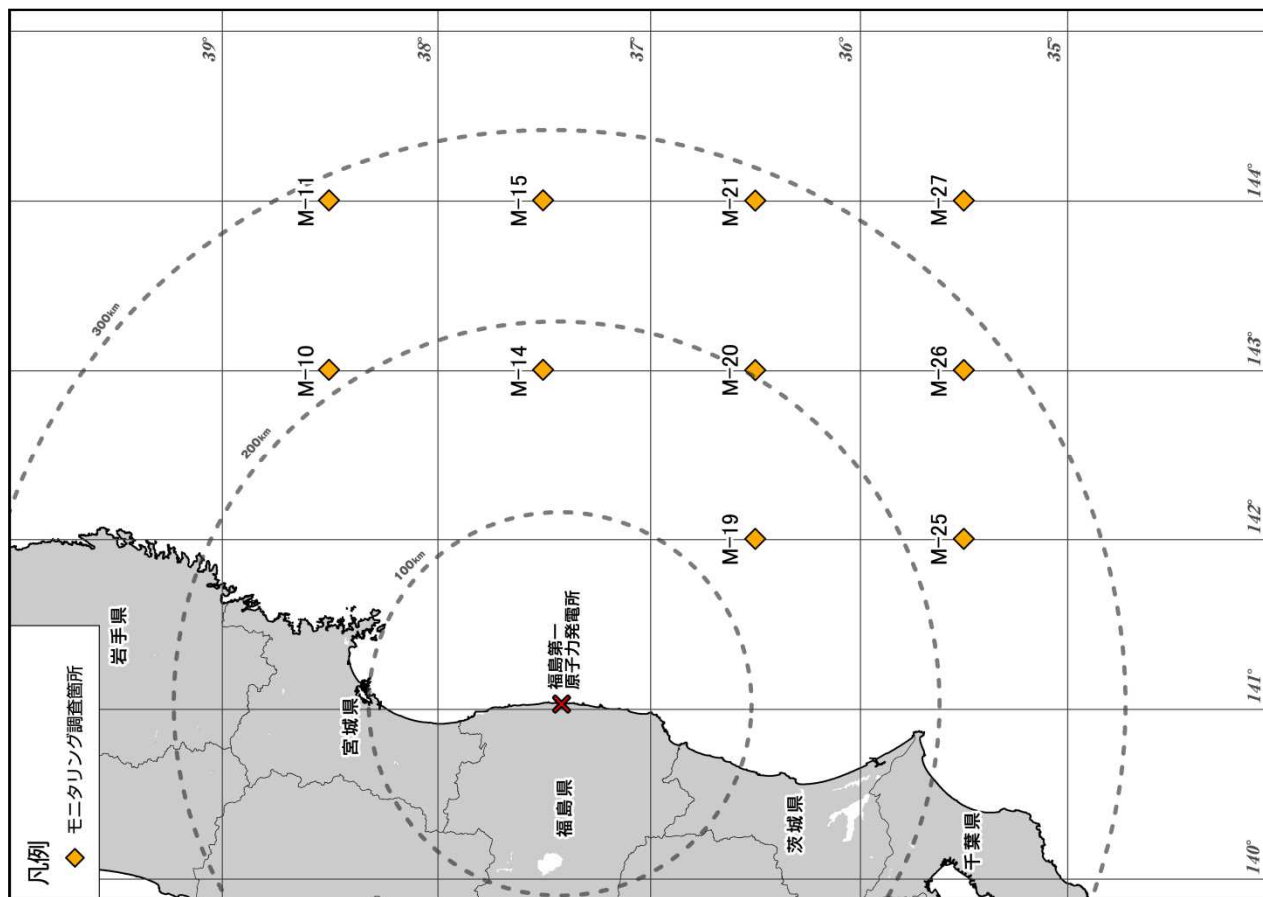


図7

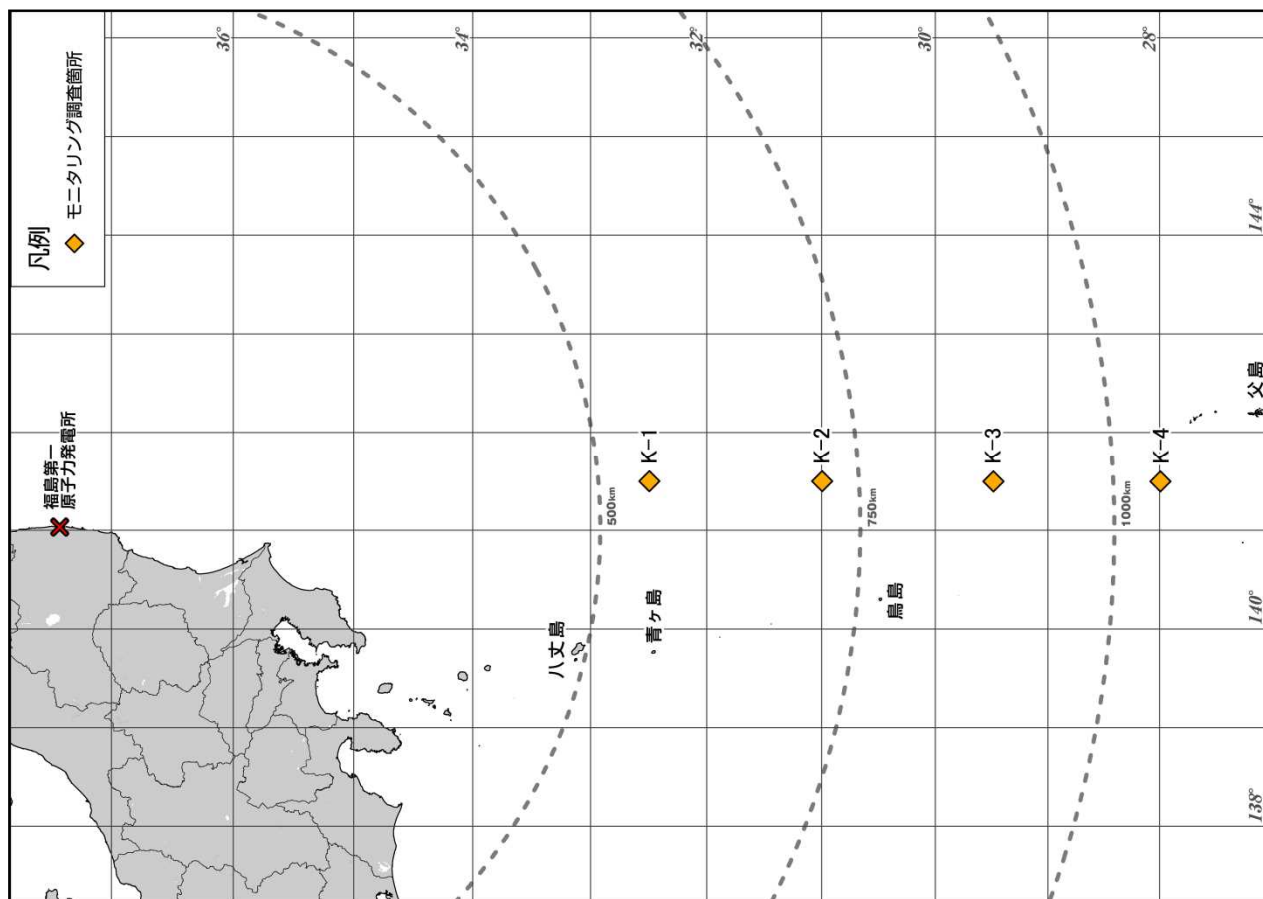


図8

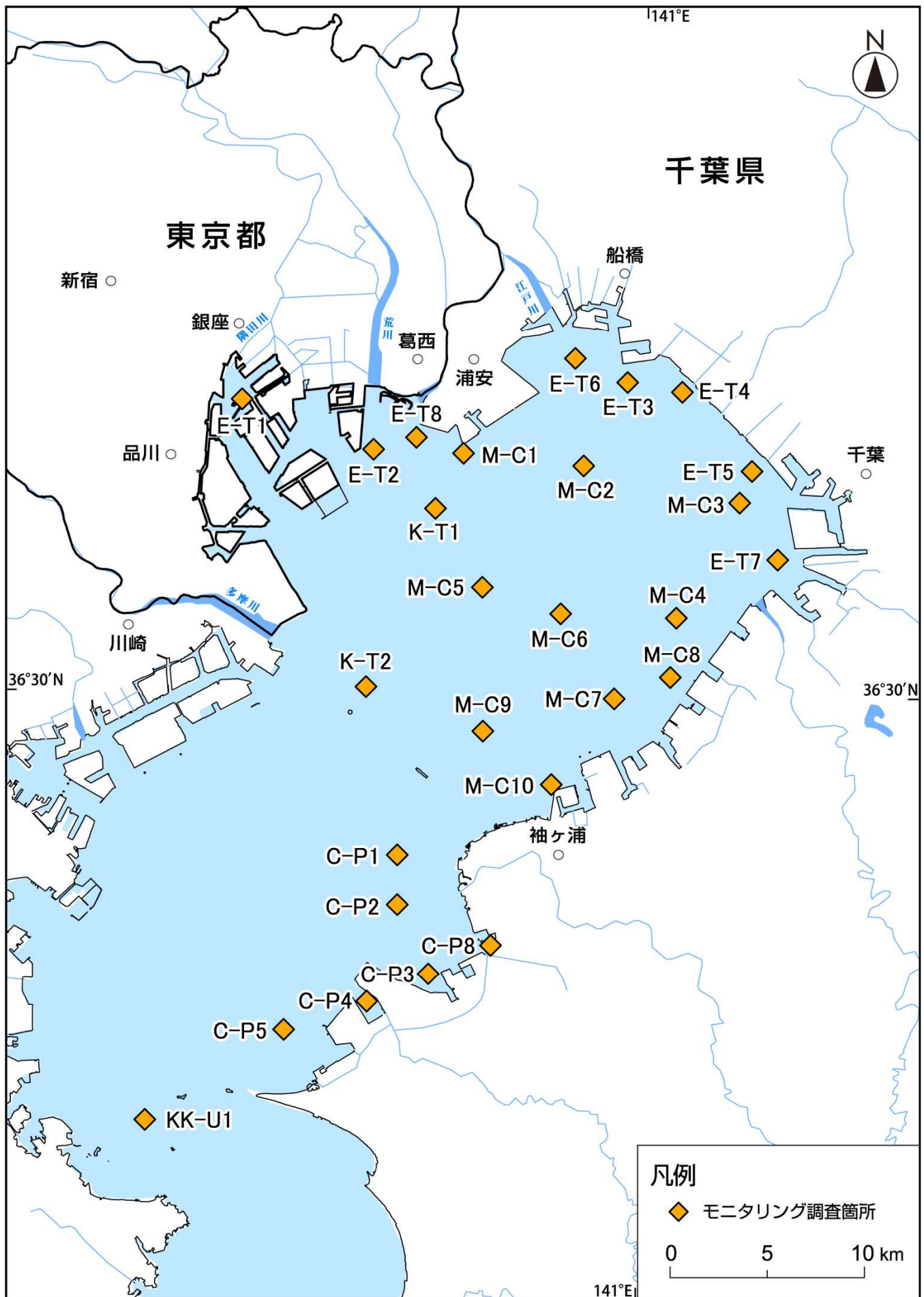
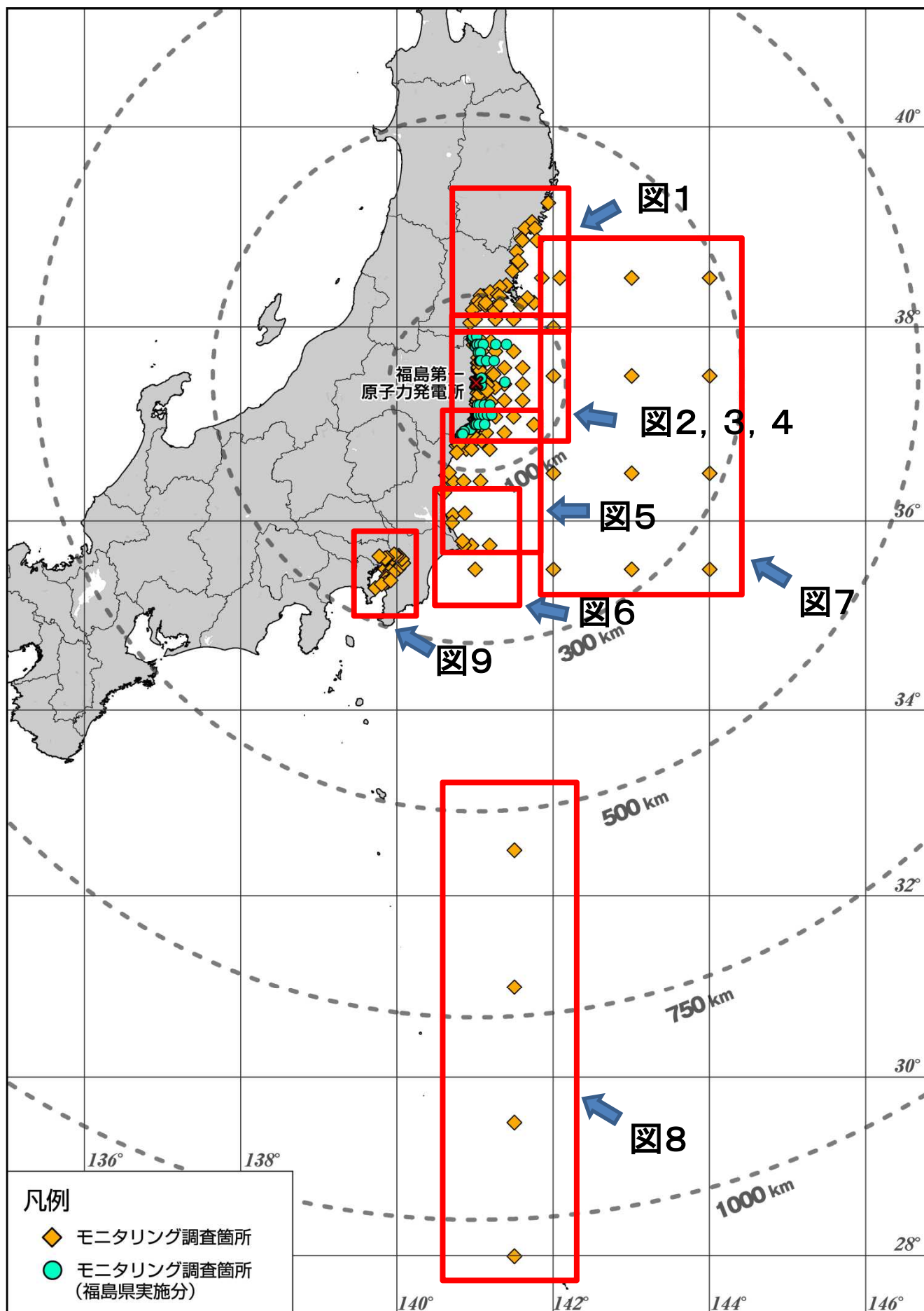


図9

(参考) 海域モニタリングサンプリングポイントの全体図



別添 3

(概算契約)

(契約締結原議書の文書番号)

平成 30 年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業に関する委託契約書（案）

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）は、相手方名称 代表者氏名（以下「乙」という。）と、平成 30 年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業について、以下により委託契約を締結する。

目 的 甲は、平成 30 年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

委 託 金 委託業務の実施に要した経費の額。ただし、
〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
（消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を含む。）
を上限とする。

事業実施期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

実績報告書の提出
期限 委託業務完了の日の翌日から 10 日以内の日

納 入 物 調査報告書 15 部及び電子媒体（CD-ROM 等）2 式

納 入 場 所 指示の場所

そ の 他 約定のとおり

この契約を証するため、本契約書を 2 通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

年月日

甲 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙 [所在地]
[相手方名称]
[代表者氏名]

(実施計画書(仕様書)の遵守)

第1条 乙は、別紙1の実施計画書(仕様書)に従って委託業務を実施しなければならない。

(納入物の提出)

第2条 乙は、委託業務についての納入物(以下単に「納入物」という。)を完了期限までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、納入物を文書で作成する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成28年2月2日変更閣議決定)による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこととし、様式第1により作成した印刷物基準実績報告書を納入物とともに甲に提出しなければならない。

(契約保証金)

第3条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金の納付を全額免除する。

(計画変更等)

第4条 乙は、実施計画を変更しようとするとき(事業内容の軽微な変更の場合及び支出計画の区分経費の10パーセント以内の流用(人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。))の場合を除く。)は、あらかじめ様式第2により作成した計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付することができる。

(全部再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

(再委託)

第6条 乙は、再委託(委託業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。)してはならない。ただし、当該再委託が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本契約の締結時における別紙2の履行体制図に定めるものである場合。

(2) 甲の承認を得たものである場合。

(3) 別紙3の条件に該当する第三者に対するものである場合。

(4) 別紙4の軽微な再委託に該当する場合。

2 乙は、前項第2号の承認を受けようとする場合(再委託先の変更を含む。)には、あらかじめ様式第3により作成した再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、再委託(特定の再委託、軽微な再委託を含むすべての再委託。以下同じ。)する場合には、当該再委託に係る再委託先の行為について、甲に対しすべての責任を負う。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

4 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(履行体制)

第7条 乙は、別紙2の履行体制図に従って委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、別紙2の履行体制図に変更が生じる場合には、速やかに様式第4により作成した履行体制図変更届出書を甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 委託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称変更又は住所移転の場合。

(2) 事業参加者との契約における契約金額の変更のみの場合。

(3) 別紙4の軽微な再委託に該当する場合。

3 甲は、前項の場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(再委託に係る承認申請等の特例)

第8条 第6条第2項の再委託に係る承認申請又は前条第2項の履行体制図変更届出を要する事実が、第4条第1項の実施計画の変更に付随して生じる場合は、第4条第1項の計画変更承認申請にこれを含めることができる。この場合、その承認された範囲内において、再委託に関する承認を得た又は履行体制図変更届出を行ったものとみなす。

2 第6条第2項の再委託の承認を得た場合は、その承認された範囲内において、履行体制図変更届出を行ったものとみなす。

(債権譲渡の禁止)

第9条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「丙」という。）が甲に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 甲は、承諾のときにおいて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について留保すること。

(2) 丙は、譲渡対象債権について、前項ただし書に掲げる者以外の者への譲渡又は質権の設定その他債権の帰属又は行使を害することを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と丙の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規

定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(監督等)

第10条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(委託業務完了報告書の提出)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、直ちに、様式第5により作成した委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(委託業務完了の検査)

第12条 甲は、前条の委託業務完了報告書を受領した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は委託業務の完了期限の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

2 甲は、前項の確認を行った後に、乙が納入物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該納入物の引渡しを受けなければならない。

3 甲は、前項の規定による引渡しの前においても、納入物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

(実績報告書の提出)

第13条 乙は、様式第6により作成した実績報告書を約定期限（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までに甲に提出しなければならない。

(支払うべき金額の確定)

第14条 甲は、第12条第1項の確認及び納入物の引渡しを受けた後、前条の規定により提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、これを乙に通知しなければならない。支払うべき金額を修正すべき事由が判明した場合も、同様とする。

(支払)

第15条 乙は、前条の通知を受けた後に、様式第7により作成した精算払請求書を提出する。この場合において、甲は、乙から適法な精算払請求書を受領した日から30日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間（以下「約定期間」という。）内に支払を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、概算払財務大臣協議が整ったときは、乙は委託業務の完了前に委託業務に必要な経費として様式第 8 により作成した概算払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、支払を行うことができる。

(遅延利息)

第 16 条 甲は、約定期間に支払を行わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した金額を乙に支払わなければならない。

(差額の返還又は支払)

第 17 条 乙が第 15 条第 2 項の規定により概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が確定額を超えている場合には、乙は、甲の指示により、その超える額を甲に返還しなければならない。

- 2 乙が第 15 条第 2 項の規定により概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が確定額に満たない場合には、第 15 条第 1 項を準用する。

(違約金)

第 18 条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しを終わらないとき 延引日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しを終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の 100 分の 10 に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の 100 分の 10 に相当する額
- (4) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の 100 分の 10 に相当する額
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の 100 分の 10 に相当する額

- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第 18 条の 2 甲は、乙が前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して委託金その他これまでに履行された委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、委託金の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(延滞金)

第 19 条 乙は、第 17 条第 1 項の規定により甲に確定額を超える額を返納告知のあった期限までに返納しないときは、その期限の翌日からこれを国に返納する日までの期間に

応じ、当該未返納金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払わなければならない。

- 2 乙は前条第2項の規定により甲に委託金の全部若しくは一部を返還する場合であつて、甲の定めた期限までに甲に返還しなかったときは、その期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

(帳簿等の整備)

第20条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、すべての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産の管理)

第21条 乙は、この委託業務を実施するに当たって委託費により財産を取得した場合は、第11条の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに、様式第9により取得物品報告書を甲に届けなければならない。

- 2 乙は、委託費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 取得財産の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、委託業務が完了（乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。）又はこの契約を解除するまでの間、乙に帰属させるものとする。
- 4 乙は、第1項の取得財産のうち甲が指定するものについて、委託事業を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。
- 5 甲は、前項の移転を行う前であっても、第1項の取得財産のうち甲が指定するものについて、乙の同意を得たときは、他者に貸し付けできるものとする。

(財産に係る費用の負担等)

第22条 乙は委託業務の完了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(知的財産権等の定義)

第23条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

- (2) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）
- (3) 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この契約書において、「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 発明
- (2) 考案
- (3) 意匠及びその創作
- (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作
- (5) 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成
- (6) 著作物及びその創作
- (7) ノウハウ及びその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

（知的財産権の帰属）

第24条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを様式第10による書面で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第26条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転

又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(成果の利用行為)

- 第25条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
 - 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

(知的財産権の報告)

- 第26条 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、様式第11による産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】
「国等の委託研究の成果に係る特許出願（平成○年度原子力規制庁「○○」委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願）」
 - 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、様式第12による産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、委託業務により作成し甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に、様式第13による著作物通知書を甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第28条第3項に規定する場合を除く。）は、甲に対して様式第14による産業財産権実施届出書を遅滞なく提出しなければならない。
 - 6 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

(知的財産権の移転)

- 第27条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合（本委託業務の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第24条から第30条までの規定の適用に支障を与えない

よう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、様式第15による移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第24条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、様式第15の2による移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
- 4 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第24条第1項各号及び第3項並びに第25条から第30条までの規定を遵守するものとする。

(知的財産権の実施許諾)

- 第28条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第24条、第25条、本条及び第30条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、様式第16による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第24条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、様式第16の2による専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

- 第29条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

- 第30条 甲及び乙は、協議の上、委託業務の成果に係るノウハウについて、速やかに指定するものとする。
- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
 - 3 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

- 第31条 乙は、第24条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。
- (1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - (2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第32条 本契約の成果に係る発明等が受託者である乙に帰属するとの日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条）の趣旨に鑑み、乙は、従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(知的財産等の使用)

第33条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(現地調査等)

第34条 甲は、委託業務の実施状況の調査及び支払うべき金額の確定のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は所属の職員に乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

第35条 甲は、乙の故意又は重過失により委託金の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏まえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

(個人情報の取扱い)

第36条 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者に求め、かつ当該第三者がそれを遵守することにつき約定しなければならない。

- 3 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- (1) 甲から預託された個人情報を第三者（前項に該当する場合を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託された個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 4 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 6 乙は、委託業務を完了し、又は解除したときは、甲から預託された個人情報を速やかに甲に返還するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、乙はその指示に従わなければならない。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる指示を受けた場合には、乙は甲の指示に従わなければならない。
- 8 乙は、甲から預託された個人情報以外に、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別に指示した場合はそれに従わなければならない。
- 9 第1項及び第3項の規定については、委託業務を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有する。

（秘密の保持）

- 第37条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

（甲による契約の公表）

- 第38条 乙は、本契約の名称、概要、委託金額、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。
- 2 乙は、第6条に基づき再委託する場合には、再委託先の氏名又は名称及び再委託における契約金額等を甲が公表することについて、再委託先が同意するように必要な措置をとるものとする。

（契約書の解釈）

- 第39条 本契約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。
- 2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

3 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(様式第1)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

印刷物基準実績報告書

契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

品名 ()

1. 印刷用紙 (塗工されていないもの及び塗工されているもの)

基 準	実 績	基準を満たせなかった理由
① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を記載要領4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を記載要領4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。	総合評価値 ()	
② バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。		

③製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値（記載要領4を参照））がウェブサイト等で容易に確認できること。		
④ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。（プラスチックをラミネート又はコーティングされていない等。）		

2. 印刷

基 準	実 績	基準を満たせなかった理由
① 印刷・情報用紙に係る判断の基準（上記参照）を満たす用紙が使用されていること。（ただし、冊子形状のものについては、表紙を除く。）		
② 表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を印刷物に記載すること。		
③ 印刷物へリサイクル適性を表示すること。		
④ 印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。		
⑤ オフセット印刷 ア. 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ. インキの化学安全性が確認されていること。		
⑥ デジタル印刷 ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「環境物品の調達に関する基本方針」の「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。 イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。		

記載要領 1. 品名欄には「調査報告書」、「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」等印刷物の種類を記載し、別葉に作成のこと。

2. 「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」等については、委託先から当省以外に普及広報等のために作成・配布されたものも対象とすること。

3. 「実績」欄について1. ①は数値（使用されている印刷用紙が複数種類ある場合はすべてに対応するページ数を実績欄に〈 〉書で記載のこと。）を、その他については○又は×（実績のない部分については斜線）を記載のこと。

4. 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

- ・ 「総合評価値」とは以下に示される Y_1 又は Y_2 の値をいう。
- ・ 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。
また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- ・ 「指標値」とは、以下に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値をいう。
- ・ 「加算値」とは、以下に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。
- ・ 「評価値」とは、以下の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, \quad x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, \quad x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -0.5x_6 + 20 \quad (0 < x_6 \leq 10 \rightarrow x_6 = 10, \quad 10 < x_6 \leq 20 \rightarrow x_6 = 20, \quad 20 < x_6 \leq 30 \rightarrow x_6 = 30, \\ x_6 > 30 \rightarrow x_6 = 40)$$

Y_1, Y_2 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。 Y_1 (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切

り捨てた数値 Y_2 (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り

捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨

五入した数値 y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 (ファンシーペーパー又は抄色紙 (色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。)) には適用しない。) ファンシーペーパー又は抄色紙であって、表 1 に示された A ランク (紙へのリサイクルにおいて 阻害と
ならないもの) の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

y_5 : 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%) x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1) \quad x_3 : \text{間伐材等パルプ利用割合} (%)$$

$$x_3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1) \quad x_4 : \text{その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合} (%)$$

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1) \quad x_5 : \text{白色度} (%)$$

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合 (意図的に白色度を下げる場合) は加点対象とならない。

x_6 : 塗工量 (g/m²) 塗工量 (両面への塗布量) は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

5. 使用している用紙が複数種類混在している場合については、ページ数の大部分が「基準」を満たす用紙を使用している場合には「基準」を満たしたこととする。
6. 「基準を満たせなかった理由」欄については、該当する場合に各欄に記載のこと。

7. 印刷物作製の発注にあたっては、表3の資材確認票に基づき、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作製に努め、表3の資材確認票（写しでも可）を納入物とともに提出すること。
8. オフセット印刷の場合は、表4のオフセット印刷の工程における環境配慮チェックリスト（写しでも可）を納入物とともに提出すること。

※ 1. ①の「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林

資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

また、「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

※ 1. ②の、紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

※ 2. ②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。なお、表示を印刷する箇所については甲と協議の上、決定すること。

※ 2. ③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の見直しが行われた場合は、それを踏まえること。ア. 「Aランクの材料のみ使用する場合」又は「A又はBランクの材料のみ使用する場合」は「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載の識別表示を参照

(http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html) イ. C又はDランクの材料を使用する場合は「この印刷物は、〇〇にリサイクルに適さない資材を使用しています」（下線部は、「表紙」、「付録」、「とじこみ」等、該当箇所を簡潔に示す表現とする。）

※ 2. ⑤の「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ (ただし、金、銀、パール、白インキ)	20%以上 (10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種UVインキ	7%以上

また、「芳香族成分」とは、日本工業規格K 2 5 3 6に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

※ 2. ⑥の「環境物品の調達に関する基本方針」は、グリーン購入法第6条に基づき、国、独立行政法人及び特殊法人が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため定めるもので、毎年閣議決定により見直されるものである。また、国等の機関が特に重点的に調達を推進する環境物品等の種類である特定調達品目及びその判断の基準についても規定されている。

(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙(水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙、昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ(オフセットインキ)／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ(油性)	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCRUVインキ／EBインキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化EVA系ホットメルト☆／PUR系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り(布クロス、紙クロス)	—
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(PP貼り)／UVコート、UVラミコート／箔押し	—	—

	【その他加工】 リサイクル対応型シール (全離解可能粘着紙) ☆	【その他加工】 シール (リサイクル対 応型を除く)	【その他加工】 立体印刷物 (レンチキュ ラーレンズ使用)	—
④ そ の 他	—	【異物】 粘着テープ (リサイク ル対応型)	【異物】 石／ガラス／金物 (製本 用ホッチキス、針金等除 く)／土砂／木片／プラ スチック類／布類／建 材 (石こうボード等)／ 不織布／粘着テープ (リ サイクル対応型を除く)	【異物】 芳香付録品 (芳香剤、 香水、口紅等)

注 1 ☆印の資材 (難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール) は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

(http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle_material/)

注 2 * 印の資材 (抄色紙、ファンシーペーパー) は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

(http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html)

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項 目	基 準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムからの銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	オフセット	VOC の発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面加工		VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
製本加工		騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

注1 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。

注2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。

注3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

注4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

注5 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。

注6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPF への加工やエネルギー回収等）を含む。

表3 資材確認票（記入例）

				作成年月日： 年 月 日		
				御中		
				件名： _____		
資材確認票						
〇〇印刷株式会社						
印刷資材（注1）		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙／〇〇	
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	カバー	—	—			
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ／〇〇	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学／〇〇	
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学／〇〇	
	その他加工	—	—			
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別 (注2)
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
A又はBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C又はDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注1 資材確認票に記入する印刷資材は、『印刷物資材「古紙リサイクル適性ランクリスト」規格』に掲載の「古紙リサイクル適性ランクリスト」を参照すること。

(http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html)

注2 上記の記入例は、「リサイクル適性ランク」がすべて「A」のため、この場合は「Aランクの資材のみ 使用」に「○」を付すこと。このうち、Bランクの資材が一部でも使用されている場合は、「A又はB ランクの資材のみ使用」に「○」を付すこと。ただし、C又はDランクの材料が一部でも使用されている場合は「C又はDランクの資材を使用」に「○」を付すこと。

注3 納入物とともに提出すること。

表4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

作成年月日： 年 月 日	
御中	
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト	
〇〇印刷株式会社	

工程	実 現	基 準（要求内容）
製版	はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフ セ ット	はい／いいえ
		はい／いいえ
		はい／いいえ
	デ ジ タ ル	はい／いいえ
		はい／いいえ
表面 加工	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
	はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本 加工	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

注1 内容に関する問合わせに当たって必要となる項目や押印等の可否については、様式の変更等を行うことができる。

注2 納入物とともに提出すること。

(様式第2)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

計画変更承認申請書

契約書第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 委託金額（委託金額の変更を伴う場合は、新旧対比で記載すること。）

委託金額	
------	--

3. 業務の進捗状況（業務内容ごとに、簡潔に記載すること。）

業務の進捗状況	
---------	--

4. 計画変更の内容・理由及び計画変更が業務に及ぼす影響（詳細に記載すること。また、支出計画の変更を申請する場合は、別葉にて新旧対比で作成すること。）

計画変更の内容・理由	
計画変更が業務に及ぼす影響	

5. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する（又は再委託先を変更する）理由	

6. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

（この申請書の提出時期：計画変更を行う前。）

(様式第 3)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

再委託に係る承認申請書

契約書第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する（又は再委託先を変更する）理由	
再委託先の選定方法	

3. 履行体制図（契約書別紙 2 に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

4. 誓約事項

再委託する場合には、契約書第6条第3項の規定に基づき、当該再委託に係る再委託先の行為について、甲に対しすべての責任を負うとともに、同条第4項の規定に基づき、本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定します。また、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出します。

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(この申請書の提出時期：再委託を行う前。)

(様式第4)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

履行体制図変更届出書

契約書第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

（この届出書の提出時期：履行体制変更の意思決定後、速やかに。）

(様式第5)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

委託業務完了報告書

契約書第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 委託金額

委託金額	
------	--

3. 委託業務完了期限

委託業務完了期限	
----------	--

4. 委託業務完了年月日

委託業務完了年月日	
-----------	--

(この報告書の提出時期：委託業務が完了した後、直ちに。)

(様式第6)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

実績報告書

契約書第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 委託金額

委託金額	
------	--

3. 実施した委託業務の概要

委託業務の概要	
---------	--

4. 委託業務実施期間中の進捗管理状況

日程	対応者	連絡事項

※記載方法は、記載要領（注1）を参照のこと

5. 委託業務に要した経費

（1）総括表

（単位：円）

区分	委託金額	流用額	消費税等 組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
合計						

※記載方法は、記載要領（注2）を参照のこと

(2) 支出内訳表

(単位：円)

区分	委託金額	流用額	消費税等 組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
合計						

※記載方法は、記載要領（注2）を参照のこと

（この報告書の提出時期：約定期限まで。）

< 記載要領 >

(注1) : 4. 委託業務実施期間中の進捗管理状況は、以下の記入例のように記載する。

日程	対応者	連絡事項
○年○月○日	・原子力規制庁○○部○○課○○課長補佐 ・○○株式会社○○部長	・○○○○○事業の中間報告 ・今後のスケジュール
○年×月×日	・原子力規制庁××部××課××係長 ・××株式会社××課長	・×××××調査に係る出張報告 ・今後のスケジュール

(注2) : 5. 委託業務に要した経費は、以下のとおり記載する。

- ・区分 支出計画中の区分経費の名称を記載する。
- ・委託金額 区分経費ごとに、委託金額（計画変更の承認を行った場合は当該変更後の額）を記載する。（支出内訳表には支出計画の区分経費の内訳ごとに記載する。）
- ・流用額 支出計画の区分経費の10パーセント以内の流用を行う場合は、区分経費ごとにその額を記載する。
- ・消費税等組入額 区分経費ごとに、消費税及び地方消費税相当額を記載する。
- ・流用等後額 委託金額、流用額及び消費税等組入額の合計を区分経費ごとに記載する。
- ・支出実績額 委託業務に要した経費を区分経費ごとに記載する。
- ・受けるべき委託金の額 区分経費ごとに、流用後額と支出実績額のいずれか少ない額を記載する。

(1)総括表(記入例)						
						(単位:円)
区分	委託金額	流用額	消費税等組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき委託金の額
1. 人件費	12,540,452	-420,000	969,636	13,090,088	13,820,501	13,090,088
2. 事業費	4,563,281	420,000	398,662	5,381,943	5,800,054	5,381,943
3. 再委託費	1,200,000	0	96,000	1,296,000	1,270,505	1,270,505
4. 一般管理費(10%)	1,710,373	—	136,830	1,847,203	1,962,055	1,847,203
小計	20,014,106	—	1,601,128	—	—	—
消費税及び地方消費税相当額	1,601,128	—	-1,601,128	—	—	—
合計	21,615,234	—	0	21,615,234	22,853,115	21,589,739

(2)支出内訳表(記入例)						(単位:円)
区分	委託金額	流用額	消費税等 組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
1. 人件費	12,540,452	-420,000	969,636	13,090,088	13,820,501	13,090,088
〇〇研究員	8,527,022	-420,000	—	—	8,452,702	—
△△研究員	4,013,430	0	—	—	5,367,799	—
2. 事業費	4,563,281	420,000	398,662	5,381,943	5,800,054	5,381,943
旅費	120,587	395,000	—	—	559,246	—
会議費	15,700	20,000	—	—	38,556	—
謝金	73,900	0	—	—	79,812	—
備品費	3,987,504	0	—	—	4,294,109	—
消耗品費	365,590	5,000	—	—	828,331	—
3. 再委託費	1,200,000	0	96,000	1,296,000	1,270,505	1,270,505
〇〇委託費	800,000	0	—	—	838,505	—
△△委託費	400,000	0	—	—	432,000	—
4. 一般管理費(10%)	1,710,373	—	136,830	1,847,203	1,962,055	1,847,203
小計	20,014,106	—	1,601,128	—	—	—
消費税及び地 方消費税相当額	1,601,128	—	-1,601,128	—	—	—
合計	21,615,234	—	0	21,615,234	22,853,115	21,589,739
※「支出実績額」に消費税及び地方消費税相当額が含まれていない場合(人件費、謝金及び海外旅費等)は、支出実績額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を記載(免税事業者を除く)						

(様式第7)

記 号 番 号
平成 年 月 日

官署支出官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房
参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

精算払請求書

契約書第15条第1項の規定に基づき、精算払を下記のとおり請求します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額	
------	--

3. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

（この請求書の提出時期：契約書第14条の通知を受けた後。）

(様式第8)

記 号 番 号
平成 年 月 日

官署支出官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房
参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

概算払請求書

契約書第15条第2項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額	
------	--

3. 概算払を必要とする理由

概算払を必要とする理由	
-------------	--

4. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

※ この請求書には、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。
（この請求書の提出時期：概算払財務大臣協議が整い、概算払を受けることを希望するとき。）

(別 紙)

概算払請求内訳書

(単位：円)

区分	委託 金額 (a)	流用額 (b)	消費税等 組入額 (c)	流用等 後額 (d)= (a)+(b)+ (c)	支出 実績額 (e)	支出 見込額 (f)	合計額 (g)= (e)+(f)	既受領 額 (h)	請求額 (i)	残額 (j)= (d)-(h)-(i)
合計										

(様式第9)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

取得物品報告書 契約書第21条第1項の規定に基づき、取得

物品を下記のとおり報告します。

1. 取得物品の内訳

取得年月日	品名	規格・品質	数量	取得単価 (円：税込)	取得価格 (円：税込)	保管場所	備考

(この報告書の提出時期：委託業務完了報告書の提出時。また、甲から別に指示があったとき。)

(注)

1. この様式の対象となる取得財産は、取得価格の単価が消費税及び地方消費税込みで20万円以上の財産とする。ただし、複数の機器等から構成される取得財産は、取得価格の総額が消費税及び地方消費税込みで20万円以上とする。
2. 取得年月日は、受託者が取得財産の検収を行った年月日を記載すること。
3. 規格・品質は、型式などその財産のスペック等の参考になるものを記載すること。
4. 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

5. 備考は、財産の状態など特記すべき事項があれば記載すること。

特記すべき事項の例

- ・ノウハウ財産
- ・ライセンス財産（使用許諾権の移転の可否及び使用許諾期間の終了時期 等）
- ・〇〇部分は、事業実施過程において消耗してしまったため、継続使用には交換の必要がある。

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

確認書

{名称 代表者氏名} (以下「乙」という。)は、支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 (以下「甲」という。) に対し下記の事項を約する。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 乙は、上記委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
3. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務の成果に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
4. 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
5. 乙は、上記 3. に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
6. 乙は、甲が上記 4. に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
7. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

- イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
- ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
- ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

(様式第 1 1)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

産業財産権出願通知書

契約書第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 出願国 (注 1)

4. 出願等に係る産業財産権の種類 (注 2)

5. 発明等の名称 (注 3)

6. 出願日

7. 出願番号 (注 4)

8. 出願人

9. 代理人

1 0. 優先権主張 (注 5)

記載要領

- (注1) : 出願(又は申請)を行った国の名称を記載する。当該出願が国際特許出願(PCT)であるときは、その旨を記載する。
- (注2) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権のうち、該当するものを記載する。
(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注4) : 当該出願が、国際特許出願を各国における国内段階に移行した特許出願である場合は、各国における出願番号の他に、国際特許出願番号を記載する。
- (注5) : 当該特許出願等が優先権主張を伴う場合は、以下の事項を記載する。
- (1) 優先権主張の種類
- ・国内優先権主張(特許法第41条第1項若しくは実用新案法第8条第1項の規定による優先権主張、又は、各国における同様の規定に基づく優先権主張)
 - ・パリ条約で定める優先権主張
 - ・植物の新品種の保護に関する国際条約に定める優先権主張
- (2) 優先権主張の基礎となる出願(又は申請)の出願国、産業財産権の種類及び番号

(様式第 1 2)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

産業財産権通知書

契約書第 2 6 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 出願等に係る産業財産権の種類

4. 発明等の名称

5. 出願日

6. 出願番号

7. 出願人

8. 代理人

9. 登録日

1 0. 登録番号

(様式第 13)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

著作物通知書

契約書第 26 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 著作物の種類

4. 著作物の題号

5. 著作者の氏名（名称）

6. 著作物の内容

(様式第 14)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

産業財産権実施届出書

契約書第 26 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 実施した産業財産権

産業財産権の種類(注 1) 及び番号(注 2)	産業財産権の名称等(注 3)

4. 実施の主体(第三者は実施許諾した場合)

自己 ・ 第三者(注 4)

記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注4) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

(様式第 15)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

移転承認申請書

契約書第 27 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 移転しようとする知的財産権

(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。移転先及び承認を受ける理由
が同じ場合は、複数列举可)

4. 移転先

(名称、住所、代表者氏名、担当者氏名及び連絡先を記載する。)

5. 承認を受ける理由(注4)

(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する。)

- (1) 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、移転
先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第 19 条にもとづく観点)
- (2) 当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出
に該当しないかどうか。(研究開発力強化法*第 41 条に基づく観点)

* 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関す
る法律(平成 20 年法律第 63 号)

記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。
- (注4) : 具体的な理由を、以下の観点を参考として記載すること。
- (1) について
- 移転先は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。
 - 移転先が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものでないか。
 - 移転先は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。
- (2) について
- 移転先は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か。国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどのようなになっているか。
 - 移転等が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。
 - 当該移転等により、国内企業等(大学・研究機関等を含む)が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがあるか。
 - 当該移転等により、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

移転通知書

契約書第 27 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 移転した知的財産権

(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。移転先が同じ場合は、複数列举可)

4. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

5. 当該移転が認められる理由(以下のいずれかを選択する。)

(1) 契約書第 27 条第 2 項の規定に基づき、国の承認を受けたため(承認書の写しを添付する。)

(2) 以下の理由により承認が不要であるため(さらに以下のいずれかの理由を選択)

- イ 子会社又は親会社への移転であるため
- ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への移転であるため
- ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
- ニ 合併又は分割による移転であるため

6. 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第 24 条から第 30 条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(様式第 16)

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

専用実施権等設定承認申請書

契約書第 28 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 専用実施権等（注 1）を設定しようとする知的財産権

（専用実施権等の設定を受ける者及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）、番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

4. 専用実施権等の設定を受ける者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

5. 承認を受ける理由（注 5）

（以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する。）

（1）当該専用実施権等の設定により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、専用実施権等の設定を受ける者は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。（産業技術力強化法第 19 条にもとづく観点）

（2）当該専用実施権等の設定が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。（研究開発力強化法*第 41 条に基づく観点）

* 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）

記載要領

(注1) : 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

(注2) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注3) : 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注4) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(注5) : 具体的な理由を、様式第15の記載要領(注4)に従って記載すること。

記 号 番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

専用実施権等設定通知書

契約書第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 専用実施権等（注 1）を設定した知的財産権

（専用実施権等の設定を受けた者が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）、番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

4. 専用実施権等の設定を受けた者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

5. 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

（1）契約書第 28 条第 2 項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

（2）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択する。）

イ 子会社又は親会社への専用実施権等の設定であるため

ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への専用実施権等の設定であるため

ハ 技術研究組合から組合員への専用実施権等の設定であるため

記載要領

(注1) : 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

(注2) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注3) : 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注4) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

実施計画書（仕様書）

【参考例 1】

1. 事業内容

※入札公告時の仕様書の内容を記載。

2. 支出計画

別添支出計画書のとおり。

※支出計画書は、落札決定後に落札者から提出された支出計画を基に作成し、実施計画書の別添として添付する。

3. その他

詳細は提案書による。

※一般競争入札（総合評価落札方式）を行った場合のみ。実施計画書の一部として、落札者の提案書を添付する。

【参考例 2】

1. 事業内容

2. 実施体制及び事業スケジュール

※1及び2については、一般競争入札（総合評価落札方式）を行った場合は、入札公告時の仕様書の内容に落札者の提案内容を加えて作成する。

3. 納入物（または成果物）

※納入させるものを記載（契約書の成果物と一致させておく）。

例：調査報告書〇〇部及び電子媒体（CD-ROM等）〇式

4. 事業実施期間

委託契約締結日から平成〇年〇月〇日まで

5. 支出計画

別添支出計画書のとおり。

※支出計画書は、落札決定後に落札者から提出された支出計画を基に作成し、実施計画書の別添として添付する。

支出計画書

【参考例】

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費	主席研究員 主任研究員 研究員	000,000,000 z,zzz,zzz	@ xx,xxx * yy時間 = z,zzz,zzz
2. 事業費	委員会費 委員謝金 委員交通費 会場借料	000,000 zzz,zzz ccc,ccc	@ xx,xxx * yy人 = zzz,zzz @ aa,aaa * bb時間 *100/108 = ccc,c cc (注1：消費税及び地方消費税は別 掲のため、単価に含まれている場合 、除外のうえ、計上のこと。)
3. 再委託費	〇〇〇業務	xxx,xxx,xxx	株式会社××× xxx,xxx,xxx
4. 一般管理費		00,000,000	(1.人件費+2.事業費)の10%以内 (注2：小数点以下切り捨て)
5. 小計			(注3：落札金額と一致)
6. 消費税及び 地方消費税			5. 小計(※) × 8% (注4：小数点以下切り捨て)
7. 合計			

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することは出来ない。

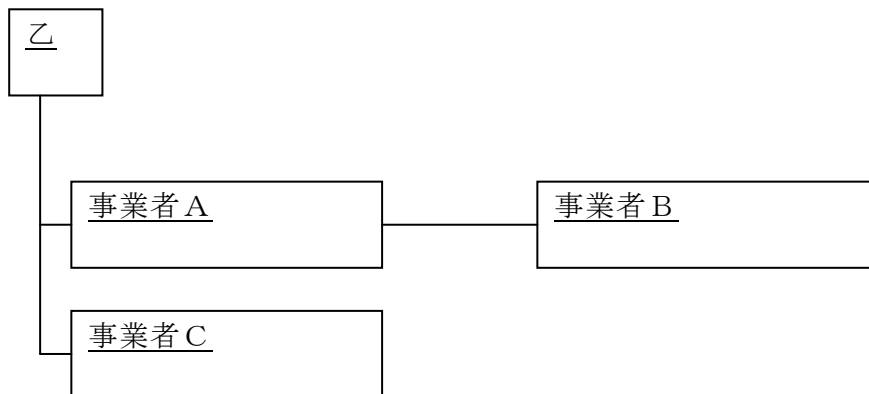
【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

ただし、契約書第 6 条第 1 項第 4 号に規定する軽微な再委託先に係る再委託先については記入の必要は無い。

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額 (税込み)	業務の範囲
A	東京都〇〇 区	円	
B			



特定の再委託先^(※)を決定するに当たっての条件

【条件の記載例】

(1) 再委託の必要性及び妥当性の観点から次の条件に該当すること。

委託業務を行う事業者自身が再委託する業務を行う能力を有していないこと、又は再委託を行うことにより委託事業において効率化が図られると見込まれること。

(2) 事業者の事業執行能力の観点から次のいずれにも該当すること。

① 再委託を受ける事業者が当該再委託契約を履行する能力を有し、委託事業の確実な履行が確保されること。

② 再委託を受ける事業者が債務超過又はそれに類する状態にないこと。

なお、「債務超過に類する状態」とは、例えば、自己資本比率が著しく低い状態を指す。

③ 再委託を受ける事業者が、環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【再委託を行わない場合の記載例】

・条件による再委託先決定は行わない。

※「特定の再委託先」とは、別紙2の履行体制図において「未定」となっている再委託先をいう。

軽微な再委託

軽微な再委託とは以下のいずれかのものをいう。ただし、甲の機密情報を取り扱うものを除く。

1. 金 5 0 万円未満の再委託
2. 委託事業の実施に伴い付随的に生じる印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの

環境省入札心得 (原子力規制庁委託事業)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（原子力規制庁の委託事業に係るもの。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式3による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載）及び「平成〇年〇月〇日開札〔平成〇年度〇〇〇業務〕の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式4による委任状を持参しなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をし

た者の入札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、

入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

14. 契約書の提出等

(1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式 1

入 札 書

平成 年 月 日

注) 書類の提出日を記入

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

(復) 代理人

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する

場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。

このとき、代表印は不要 (委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 平成○年度○○業務

2 入札金額 : 金 円

注) 見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記入。

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

様式 2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

電子入札案件の電子入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加をいたします。

記

入札件名：平成○年度○○業務

様式 3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：平成○年度○○業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

様式 4－①

委 任 状

平成 年 月 日

注) 書類の提出日を記入

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者氏名 印

代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成○年度○○業務
の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項にかかる復代理人を選任すること。

様式 4－②

委 任 状

平成 年 月 日

注) 書類の提出日を記入

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人住所

(委任者) 所属(役職名)

氏 名

印

復代理人住所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

印

当社
す。

を復代理人と定め下記権限を委任しま

記

(委任事項)

平成○年度○○業務の入札に関する一切の件

■平成30年度原子力施設等防災対策等委託費(海洋環境における放射能調査及び総合評価)事業

■提案書

- 年月日
- 提案者

12

1 調査事業の実施方針

1.1 調査内容の妥当性、独自性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容	■ 提案内容について具体的に記述
------	-----------------------------

- 調査内容の妥当性、独自性

【基礎点評価の観点】

- ・実施要項の調査内容についてすべて提案されているか
- ・偏った調査内容となっていないか

【加点評価の観点】

- ・実施要項に示された内容以外の独自の提案はされているか

1 調査事業の実施方針

1.2 調査方法の妥当性、独創性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 実施要項に示された事業の実施方法について記述

■ 実施要項に示された事業の実施方法

【基礎点評価の観点】

- ・調査項目・調査手法が明確であるか
- ・調査の解析手法が妥当であるか

【加点評価の観点】

- ・調査手法、解析手法に事業成果を高めるための独創的な工夫があるか

14

1 調査事業の実施方針

1.3 作業計画の妥当性、効率性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 調査の作業計画の妥当性、効率性について記述する。

■ 調査の作業計画の妥当性、効率性

【基礎点評価の観点】

- ・作業日程、手順等に無理がなく、目的に沿った実現性があるか

【加点評価の観点】

- ・事業成果達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか

Table with 2 columns: Section (記述内容) and Content (調査を実施するに当たり、過去に官公庁以外も含めた、本領域における事業の実績がある場合、前述で提案した実績と矛盾の無いよう、その提供先、提供機関、実施概要、主たる業務実施担当者等を具体的・客観的に記述する。)

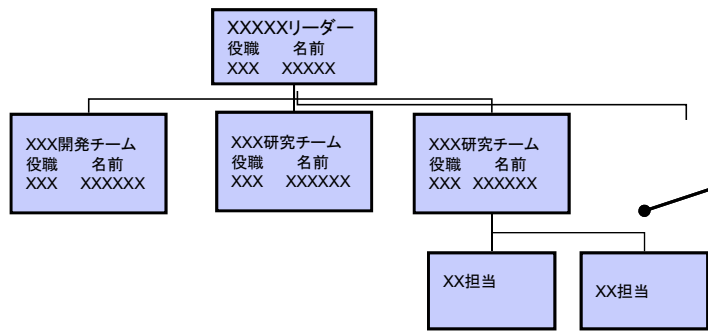
調査領域における実績の一覧

Form area for listing survey achievements. Includes a list of items to be recorded (提供先, 提供時期, 実施概要, 主たる業務実施担当者) and a box for evaluation points (【加点評価の観点】).

16

Table with 2 columns: Section (記述内容) and Content (業務の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数がわかるように記述する。)

業務実施体制



記述例

【基礎点評価の観点】
・事業を実施する人員が確保されているか

役割分担

- 各チームの主な役割
各チームの担当者数
提案書に別途含める、実施担当者の略歴への参照 等

記述例

過去の実績

- XXXXXXXXXXXX
提案書に別途含める、XXXXXXXXXXXX」への参照 等

【加点評価の観点】
・規制庁からの追加解析要求に迅速に対応できる人員補助体制が組まれているか
・海洋放射能に関して幅広い知見・優れた情報収集能力を有しているか

注：体制、担当者略歴及び過去の実績等を記述する場合は、XXXXXXXXXXXX等についても記載すること。

記述内容	■ 事業を実施する上で適切な経営基盤・管理体制・技術基盤を有しているか
------	-------------------------------------

■ 経営基盤について

■ 資金・設備の状況

✓ XXXXXXXXXXXX。

✓ XXXXXXXXXXXX。

✓ XXXXX

■ 管理体制について

・ XXXXXXXXXXXX

・ XXXXXXXXXXXX

■ 技術基盤について

・ XXXXXXXXXXXX

・ XXXXXXXXXXXX

【基礎点評価の観点】

・事業を実施する上で適切な経営基盤・管理体制・技術基盤を有しているか

記述内容	■ 事業従業予定者の調査内容に関する専門知識・的確性に関して記述する。
------	-------------------------------------

業務担当者一覧

(以下の項目等を含めて記述)

氏名

部署・役職

予定担当業務

役割

業務経験(顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間)

保有スキル 等

【加点点評価の観点】

・調査内容に関する技術的あるいは学術的な知識・知見を有しているか
(放射線や放射能調査に関連する豊富な経験、学位あるいは国家資格など)

記述内容	■ 認定等の有無、認定等の名称等に関して記述する。
------	---------------------------

認定等の有無：有・無

認定等の名称：（認定段階：、計画期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日）

注1 えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が300人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注2 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

注3 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

【加点評価の観点】

● 女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定等）
＜1段階目（※1） 2点＞、＜2段階目（※1） 4点＞、＜3段階目 5点＞、＜行動計画（※2） 1点＞
※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。
◇
※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。
◇
● 次世代法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）
＜くるみん認定 2点＞、＜プラチナくるみん認定 4点＞
● 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定）
＜ 4点＞
（注）複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。

記述内容	■ 当該事業を実施するに当たり、組織の概要・事業内容等について具体的に記述する ■ パンフレット等がある場合には添付する
------	---

■ 組織の概要、事業内容等

◆ 組織の概要

◆ 組織の事業内容

◆ その他組織の特色 等

記述内容	▪ 当該事業を実施するに当たり、調査事業に係る専門的な用語の説明等を具体的に記述する
------	--

■ 用語解説等の補足説明

- ◆ 用語名
【解説】

22

記述内容	▪ 本事業を実施するにあたり必要な工数をクラス別に記述する ▪ クラス別の従事者がどのような業務をどの程度行うかが分かるように記述する
------	--

■ 事業実施に係る事業従者予定者の工数

記述例

業務				担当者のクラス別工数(人月)/月				工数 (業務中項目 単位)
#	大項目	#	中項目	XXXX	XXX	XXX	XXX	
(1)	〇〇〇に係るもの							
		1)						
		2)						
(2)	〇〇〇に係るもの							
		1)						
		2)						
		...						
			合計(工数)					

23

5.4 情報セキュリティの確保

記述内容	▪ 本事業に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制を記述する
------	--------------------------------------

- 情報セキュリティ対策

Title: 評価項目一覧 - 遵守確認事項 -				
大項目	中項目	小項目	細項目	内容説明
0	遵守確認事項			
	0.1.	事業計画		調査を始める前に、原子力規制庁と調査内容について十分調整を行う。
				事業の実施状況を適宜確認し、実施計画通りに事業を行う。
	0.2.	予算の執行		原子力規制庁が事業の実施状況について報告を求めた場合、速やかに報告を行う。
				落札価格を考慮し、適正な予算の執行を行う。
	0.3.	報告書		納品書を提出する前に、原子力規制庁の要望した作業がすべて完了したかを原子力規制庁に確認する。
				納入物は、実施計画通りに記載したものを事業期間内に納入する。
				報告書は、基本的に日本語で作成する(図表など一部英語等を使わざるを得ない場合を除く)
	0.4.	情報セキュリティの確保		原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行を確保する。

Title: 評価項目一覽 - 提案要求事項一覽 -

提案書の目次				提案要求事項	評価区分	得点配分			内部評価基準		加 点 (カッコ内の得点は、各評価基準の加減幅)	雛形 頁番号	提案書 頁番号	
大項目	中項目	小項目	細項目			合計	基礎点	加 点						
1 調査事業の実施方針														
●	1.1	調査内容の妥当性、独自性	実施要項に示されている調査内容について全て提案されているか	必須	20	5	-	実施要項記載の調査内容について全て提案されているか	13					
			仕様書に示された内容以外の独自の提案はされているか	任意		-	10	実施要項に示された内容以外の独自の提案はされているか	13					
			偏った調査内容となっていないか	必須		5	-	偏った調査内容となっていないか	13					
●	1.2	調査方法の妥当性、独創性	調査項目・調査手法が明確であるか	必須		5	-	調査項目・調査手法が明確であるか	14					
			調査の解析手法が妥当であるか	必須	20	5	-	調査の解析手法が妥当であるか	14					
			調査の方法、解析手法に事業成果を高めるための独創的な工夫があるか	任意		-	10	調査手法、解析手法に事業成果を高めるための独創的な工夫があるか	14					
●	1.3	作業計画の妥当性、効率性	作業日程・手順等に無理がなく、目的に沿った実現性があるか	必須		5	-	作業日程・手順等に無理がなく、目的に沿った実現性があるか	15					
			事業成果達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか	任意	10	-	5	事業成果達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか	15					
2 事業実施体制														
	2.1	組織の類似調査業務の経験	過去に環境放射能調査あるいは海洋環境放射能調査など、類似の調査を実施したことがあるか(但し、同一事業を複数年実施した場合は、その回数に関わらず1事業と数える。)	任意	10	-	10	環境放射能調査あるいは海洋環境放射能調査など、類似の調査の経験を有しているか	16					
			事業を実施する人員が確保されているか	必須		5	-	事業を実施する人員が確保されているか	17					
	2.2	組織の調査実施能力	規制庁からの追加解析要求に迅速に対応できる人員補助体制が組まれているか	任意	20	-	5	規制庁からの追加解析要求に迅速に対応できる人員補助体制が組まれているか	17					
			海洋放射能に関して幅広い知見・優れた情報収集能力を有しているか	任意		-	10	海洋放射能に関して幅広い知見・優れた情報収集能力を有しているか	17					
	2.3	事業遂行のための経営基盤・管理体制・技術基盤	事業を実施する上で適切な経営基盤・管理体制・技術基盤を有しているか	必須	5	5	-	事業を実施する上で適切な経営基盤・管理体制・技術基盤を有しているか	18					
3 事業従事予定者の能力														
	3.1	事業従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	調査内容に関する技術的あるいは学術的な知識・知見を有しているか(放射線や放射能調査に関連する豊富な経験、学位あるいは国家資格など)	任意	10	-	10	調査内容に関する技術的あるいは学術的な知識・知見を有しているか(放射線や放射能調査に関連する豊富な経験、学位あるいは国家資格など)	19					

Title: 評價項目一覽 - 提案要求事項一覽 -

[illegible]

●は価格と同等に評価できない項目(合計50点)

Title: 評価項目一覧 - 添付資料 -

提案書の目次			資料内容	提案の要否	雛形頁番号	提案書頁番号
大項目	中項目	小項目				
5	添付資料					
	5.1.	組織の概要・事業内容等	会社又は法人としての概要(組織の概要、事業内容が分かるパンフレット等)	必須	21	
	5.2.	用語解説等の補足説明	調査事業に係る専門的な用語の説明等	必須	22	
	5.3.	事業実施に係る工数	実施に必要な工数の明細	必須	23	
	5.4.	情報セキュリティの確保	受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制	必須	24	

別添 7

平成 30 年度原子力施設等防災対策等委託
費(海洋環境における放射能調査及び総合
評価)事業

応札資料作成要領

平成 29 年 12 月
原子力規制庁

目 次

第 1 章 原子力規制庁が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

- 2.1 評価項目一覧の構成
- 2.2 遵守確認事項
- 2.3 提案要求事項
- 2.4 添付資料

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

- 3.1 提案書の構成及び記載事項
- 3.2 提案書様式
- 3.3 応札者による提案書の説明(プレゼンテーション)
- 3.4 留意事項

第 4 章 提案書雛形

- 4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項
- 4.2 提案書雛形
- 4.3 工数

第 5 章 補足情報

- 5.1 提案書作成に当たっての補足情報

第 6 章 見積書

- 6.1 見積書の作成方法

第 7 章 別紙

- 7.1 (別紙 1) 提案書雛形
- 7.2 (別紙 2) 質問状
- 7.3 (別紙 3) 見積書

本書は、平成 30 年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業の調達に係る応札資料（評価項目一覧及び提案書）の作成要領等を取りまとめたものである。

第 1 章 原子力規制庁が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料等

原子力規制庁は応札者に以下の表 1 に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表 2 に示す資料を作成し、原子力規制庁へ提示する。

開札後、落札者は表 3 に示す資料を、ただちに原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室へ提出する。

[表 1 原子力規制庁が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
①入札仕様書	本調達の対象である平成 30 年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業の仕様を記述（事業の目的・内容等）。
②応札資料作成要領	応札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要や提案書の雛形等を記述。
③評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④評価手順書	原子力規制庁が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表 2 応札者が原子力規制庁に提示する資料]

資料名称	資料内容
①評価項目一覧 の遵守確認欄及び提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、遵守確認欄に○×を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。 詳細説明は第 2 章参照
②提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。 ■応札者が提案する、調査事業の内容、体制、波及効果等 ■実施計画 ■業務実施者の資格、確保 ■補足資料（応札者の実績の詳細）等 詳細説明は第 3 章参照

[表 3 落札者が原子力規制庁に提出する資料]

資料名称	資料内容
①見積書及び単価設定の根拠資料	入札金額の内訳を記入したもの。 単価設定の根拠資料も併せて提出すること。 詳細説明は第6章参照

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表4 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番	事項	概要説明
0	遵守確認事項	平成30年度原子力施設等防災対策等委託費(海洋環境における放射能調査及び総合評価)事業を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。
1～4	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。 例:調査事業の内容、実施計画、資格・能力、実績等。
5	添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例:実施体制及び担当者略歴、会社としての実績及び費用等

2.2 遵守確認事項

評価項目一覧中の遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧－遵守確認事項－」における「遵守確認」欄に必要な事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、表5を参照すること。

[表5 遵守確認事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～細項目	遵守確認事項の分類	原子力規制庁
内容説明	遵守すべき事項の内容	原子力規制庁
遵守確認	応札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合(実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む)には×を記載する。	応札者

2.3 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧－提案要求事項一覧－」における「提案書頁番号」欄に必要な事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表6を参照すること。

[表6 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～ 細項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)。	原子力規制庁
提案要求事項	応札者に提案を要求する内容	原子力規制庁
評価区分	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	原子力規制庁
得点配分	各項目に対する最大加点	原子力規制庁
雛形頁番号	(別紙 1)提案書雛形*における雛形の頁	原子力規制庁
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

*: 応札者が提案書を作成する際に、参考とすることが可能な提案書の雛形。提案要求事項毎の記述内容、評価の観点等が記載されている。詳細は本応札資料作成要領第4章を参照のこと。

2.4 添付資料

評価項目一覧中の添付資料における各項目の説明を以下に示す。

[表7 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～ 小項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)。	原子力規制庁
資料内容	応札者に提案を要求する内容	原子力規制庁
提案の要否	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 提案要求事項とは異なり、採点の対象とはしない。	原子力規制庁
雛形頁番号	(別紙 1)提案書雛形*における雛形の頁	原子力規制庁
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	応札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項の概要を示す(表8)。提案書は、表8の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、別添「評価項目一覧」を参照すること。また、各提案要求事項及び補足資料の記述内容については、同じく別添「評価項目一覧」で指定されている別添「提案書雛型」を参照すること。

[表8 提案書目次]

提案書 目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	調査事業の実施方針	原子力規制庁が平成30年度原子力施設等防災対策等委託費(海洋環境における放射能調査及び総合評価)事業の調達に至った背景や本事業の目的、調査内容の妥当性及び独自性、実施要項に示された事業の実施方法、作業計画の妥当性及び効率性等。
2	事業実施体制	本領域における実績、本事業の体制、環境、業務ノウハウの蓄積、継承及び活用、経営基盤、管理体制、技術基盤等。
3	事業実施予定者の能力	調査内容に関する専門知識・適格性。
4	組織の取組	事業者の社会的取り組み。 (ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況)
5	添付資料	提案した内容の詳細を説明するための資料。具体的には、実施体制、担当者略歴、会社としての実績、セキュリティ体制等。

3.2 提案書様式

- ① 提案書は第4章「提案書雛形」に提示する項目及び様式等を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧は原則としてA4版・両面とする。
- ③ 提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 又は PDF 形式とする(これに拠りがたい場合は、原子力規制庁まで申し出ること。)

3.3 応札者による提案書の説明(プレゼンテーション)

- ① 応札者は、原子力規制庁に対し自らの提案内容の説明(プレゼンテーション)を行う。
- ② 応札者が当該説明(プレゼンテーション)を行うに当たっては、説明者のクラス(肩書き)は問わないこととし、原子力規制庁内会議室にて説明(プレゼンテーション)を行う。

- ③ 当該説明(プレゼンテーション)の日時等については、入札締切(提案書受領期限)後に原子力規制庁と応札者とで別途調整する。また、説明(プレゼンテーション)の時間は、現時点では1社当たり概ね1時間程度(質疑応答を含む)を想定している。
- ④ 説明(プレゼンテーション)に当たっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3.4 留意事項

- ① 提案書目次「実施業務内容」又は「業務ノウハウの蓄積、継承及び活用の為の施策」の記述の際、業務実施体制、会社及び担当者の経験等を記述する場合(詳細は、提案書雛形を参照)には、「実施体制及び担当者略歴」又は「会社としての実績」への参照を提案書に含め、対応が取れるようにする。
- ② 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ③ 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの(製品紹介、パンフレット、比較表等)を添付する。
- ④ 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする)。
- ⑤ 原子力規制庁から連絡が取れるよう、提案書には連絡先(電話番号、FAX 番号、及びメールアドレス)を明記する。
- ⑥ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙2の質問状に必要事項を記載の上、平成 29 年 12 月〇日(●)17 時までに文書で原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室に提出する。
- ⑦ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと原子力規制庁が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第 4 章 提案書雛形

4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項

提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容と記述例および基礎点と加点の評価観点を提示する。応札者は、提案書雛形を参考として提案書を作成することができるが、以下に留意する必要がある。

- 応札者は、最低限、提案書雛形に提示された項目(詳細は、提案書雛形の見方を参照)を提案書に含めなければならない。
- 具体的な表記方法に関しては、応札者が必要と判断した場合は、当雛形への完全な遵守を求めるものではない。

なお、提案書の各提案要求事項に対し、どの提案書雛形を参考にすることが出来る

かは別添「評価項目一覧」にて、提示する。

4.2 提案書雛形

具体的な提案書雛形の内容は別紙 1 を参照。

4.3 工数

提案書雛形「5.3 事業実施に係る工数」の書式に従って、入札仕様書における業務の中項目単位で、業務実施者のクラス（例：主任研究員、研究員等）別の工数を提出すること。

第 5 章 補足情報

5.1 提案書作成に当たっての補足情報

第 6 章 見積書

6.1 見積書の作成方法

落札者に対しては、提示された入札価格の積算内訳（単価及び数量）を別紙3の見積書様式を参考に作成のうえ提出すること。

人件費単価は、研究者等のクラス別時間単価、もしくは支払実績時間単価を設定する。単価設定の根拠資料として、研究者等のクラス別時間単価の場合は、単価表及び単価設定の考え方を、支払実績時間単価の場合は、支払実績の内訳及び理論総労働時間を提出すること。

事業費単価は、委員会開催経費（謝金、交通費等）、事業の実施に必要となる機器、ソフトウェア等の利用料金や借室料等を内訳単位で設定する。

単価設定の根拠資料として、単価に採用した内部規定や参考見積等を提出すること。

第 7 章 別紙

7.1（別紙 1） 提案書雛形
別紙

7.2（別紙 2） 質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

7.3 （別紙3） 見積書様式

平成 年 月 日
※開札日又は開札日以降

支出負担行為担当官
原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房参事官 あて

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

見積書

下記のとおりお見積り申し上げます。

記

1. 件 名 平成30年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業

2. 見積金額 ○○, ○○○, ○○○円
（うち消費税及び地方消費税額 ○○○, ○○○円を含む）
※消費税込額として、消費税を別表示する。

内訳は別紙のとおり

(別紙)

平成 30 年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）
事業

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費	主席研究員 主任研究員 研究員	000,000,000 z,zzz,zzz	@ xx,xxx ×yy 時間 = z,zzz,zzz
2. 事業費	委員会費 委員謝金 委員交通費 会場借料	000,000 zzz,zzz ccc,ccc	@ xx,xxx ×yy 人 = zzz,zzz @ aa,aaa × bb 時間 × 100/108 = ccc,ccc (注 1 : 消費税及び地方消費税は別掲のため、単価に含まれている場合は除外のうえ計上のこと。)
3. 再委託費	〇〇〇業務	xxx,xxx,xxx	株式会社〇〇〇 xxx,xxx,xxx
4. 一般管理費		00,000,000	(1.人件費+2.事業費)の 10%以内 (注 2 : 小数点以下切り捨て)
5. 小計			(注 3 : 落札金額と一致)
6. 消費税及び 地方消費税			5.小計 (※) × 8% (注 4 : 小数点以下切り捨て)
7. 合計			

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げに係る消費税及び地方消費税については、計上することは出来ない。

別添 8

平成 30 年度原子力施設等防災対策等委託
費(海洋環境における放射能調査及び総合評
価)事業

評価手順書(加算方式)

平成 29 年 12 月
原子力規制庁

本書は、平成 30 年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第 1 章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

総合評価点	=	技術点	+	価格点
-------	---	-----	---	-----

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分(※) × (1－入札価格÷予定価格)

※技術点及び価格点は小数点以下切り捨てとする。

1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を 100 点、価格点の配分を 50 点とする。

技術点	100点
価格点	50点

第 2 章 評価の手続き

2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ① 別添「評価項目一覧－遵守確認事項－」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されている。
- ② 別添「評価項目一覧－提案要求事項一覧(項番 1～4)」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」欄に提案書の頁番号が記入されている。
- ③ 別添「評価項目一覧－添付資料(項番 5)」の、提案の要否が必須の「提案書頁番号」欄に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「第 3 章 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される、「提案要求事項(項番 1～4)」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が 0 となった場合、その応札者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(加点部分の点数)を合計し、それを平均して基礎点と合計したものを技術点とする。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧－提案要求事項一覧－」の「得点配分」欄を参照)

3.2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応札者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点とは、別添「提案書雛形」にて「基礎点評価の観点」として示している。

3.3 加点評価

加点は、全ての提案要求事項について設定されており、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点とは、別添「提案書雛形」にて「加点評価の観点」として示している。